

経営系専門職大学院認証評価

点検・評価報告書

<2019（平成 31）年度以降申請大学用>

経営系専門職大学院名称：山口大学大学院

技術経営研究科技術経営専攻

《 目 次 》

〈 序 章 〉	2
〈 本 章 〉	
1. 使命・目的・戦略	6
2. 教育の内容・方法・成果	13
(1) 教育課程・教育内容	13
(2) 教育方法	23
(3) 成果	35
3. 教員・教員組織	37
4. 学生の受け入れ	47
5. 学生支援	52
6. 教育研究等環境	57
7. 管理運営	62
8. 点検・評価, 情報公開	67
〈 終 章 〉	74

序 章

(1) 山口大学大学院技術経営研究科技術経営専攻の設置の経緯及び目的、特色について (設置の経緯)

経済のグローバル化、ICT（情報通信技術）などの科学技術の急速な進展により国家間・企業間の競争が激化する中、地域社会及び産業界が大学に対して求めていることは、技術と経営の両方の観点からマネジメントを行い、自らイノベーションを創出できる人材を育成することである。

本学が所在する中国地域では、基礎素材産業が中心的な産業となっており、グローバル化や我が国の産業構造の変化に対応しながら、技術的な蓄積を地域の社会経済の活性化に結び付けるといった課題を抱えている。こうした状況の下、新規産業の創出や既存産業の活性化を図る目的で、当地域における技術経営教育は重要性が極めて高い。当地域ではこれまでに、産業クラスター構想、知的クラスター創成事業等、地域にイノベーションをもたらすための事業が展開されてきた。その中で「事業戦略」、「研究開発戦略」、「知的財産戦略」を実践・展開できるマネジメント人材を継続的に教育する機関の設立が求められてきた。例えば、2002（平成14）年に地域企業に対して実施した技術経営（MOT）教育に関するアンケートの結果は以下のとおりであり、MOT教育へのニーズが明確であった。

地域企業に対する MOT 関連アンケートの結果

- 理工系をベースとする MOT 教育の必要性…「積極的に行うべき」58%
- MOT 教育への賛成理由
 - 「理工系出身の学生でも経営分野の知識が必要」74%
 - 「学生時代の専攻と企業での業務は必ずしも一致せず、幅広い知識が重要」40%
- 社会人教育に対するニーズ…70%の企業が MOT 教育受講を希望

(2002（平成14）年1月実施、回答333社)

山口県においても MOT 教育に対する期待が高まり、2005（平成17）年度には山口県の重点要望17項目の1つとして、本学への「大学院技術経営研究科（専門職大学院）の新設」が強く要望されるようになった。

以上のような技術経営（MOT）人材養成のニーズに応えるため、本学では工学部に MOT 教育本部を設置し、学内他部局の協力を得ながら技術経営人材養成のための教育活動を開始した。この活動を経て、2005（平成17）年4月、本学では工学部と経済学部の協力のもと、大学院技術経営研究科を設置した。

(設置後の展開)

2005（平成17）年4月の設置時は本学常盤キャンパス（宇部市）において教育を実施していたが、隣接する北部九州地域、また広島県周辺における技術経営（MOT）人材養成のニーズにも応えるべく、2006（平成18）年度には北九州市小倉北区に北九州教室を、翌2007（平成19）年度には広島市中区袋町に広島教室を開設した。その後、社会人学生の通学の便を向上させるため、2010（平成22）年度には北九州教室を福岡市博多区博多駅東に、また広島教室を広島市中区立町に移転した。これにより、現在の宇部・広島・福岡の3教室体制が整えられた。

本研究科は2008（平成20）年度から独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の委

託業務としてラオス国立大学 MBA コースへの短期教員派遣（専任教員 2 名，特命教員 1 名）を行っており，また 2012（平成 24）年度から外務省の委託により，マレーシア工科大学マレーシア日本国際工学院（MJIIT）への長期教員派遣（専任教員 1 名）を行っている。これらの海外向け教育の実績（項目 3 に記載）をもとに，2013（平成 25）年 10 月からは，教育のグローバル化を図り，宇部教室において秋入学・全科目英語による講義を開始した。

（設置の目的）

上述したように本研究科は西日本地域における技術経営（MOT）人材養成のニーズの下で設立しており，次のような理念及びミッションを掲げている。

教育上の理念，目的

技術経営（Management of Technology：MOT）とは，「技術を事業の核とする企業・組織が次世代の事業を継続的に創出し，持続的発展を行うための創造的，かつ戦略的なイノベーションのマネジメント」を意味し，わが国の産業の活性化と持続的発展のために，MOT 教育は，研究開発・技術開発において必要な専門的経営能力向上を目指します。

本研究科は，科学技術および企業経営の普遍的原理ならびに最新の知識を統合し，イノベーションを持続的に創出するためのマネジメントの研究を行い，もって総合的・学際的な知識・教養・倫理観に立脚し，自身の課題ならびに地域および地球規模での資源の最適利用を考え，判断する能力を持つ人材を養成することを目的とします。

ミッション

本研究科は，高い倫理観を備え，地域に根差しながらグローバルな視点で問題解決に取り組む<技術経営>者を養成します。（中略）

本研究科は<技術経営>者を養成することを通じて，地域社会と国際社会の発展に貢献します。

この<技術経営>者養成のため，本研究科では製造業を中心として，技術を核とする企業・組織に所属する人々ならびにこれらの企業・組織を目指す人々に対し，技術と経営に関する高度かつ最新の知識・スキルを提供します。さらに，個別に習得した知識・スキルを複合的に活用して創造的な問題解決に取り組む総合的・実践的教育を実施します。

また，本研究科では，技術と経営に関する高度かつ最新の知識・スキルを効果的な教育手法によって提供し続けられるよう，教員の教育研究活動を推進する体制を整備します。

このミッションに掲げているように，本研究科は地域に根差しながらグローバルな視点で問題解決に取り組む<技術経営>者を養成することを目的としている。

ここで言う<技術経営>者とは，社会や企業・組織における様々な問題に対し，技術と経営の二

つの視点から取り組み、創造的な成果を生み出していく能力を持つリーダーのことである。上述の理念においては<技術経営>者が備えるべき資質として、

- 科学技術及び企業経営の普遍的原理並びに最新の知識を統合し、
- イノベーションを持続的に創出するためのマネジメントの研究を行い、
- もって総合的・学際的な知識・教養・倫理観に立脚し、
- 自身の課題並びに地域及び地球規模での資源の最適利用を考え、判断する能力を持つを挙げている。

(特色)

本研究科における教育は、技術経営教育機関としての基本的な教育内容を踏まえつつ、地域の産業界からの要請に応じ、製造業に特化した教育内容を提供しているところに特徴がある。

技術経営教育機関としての基本的な教育内容とは、文部科学省「平成28年度・先導的経営人材養成機能強化促進委託事業」に採択された取組の中で制定した平成28年度版『MOT教育コアカリキュラム』に準拠した教育内容を指す。具体的には以下のとおりである。

- 基礎知識項目として： MOTの概念的理解、技術と社会、企業戦略、組織・人材、企業倫理、経済システム、マーケティング、会計・財務、分析手法に関する知識、スキル、思考法の習得
- 中核知識大項目として： イノベーション・マネジメント、知的財産マネジメント、技術戦略と研究・開発マネジメント、オペレーションズ・マネジメントの4領域に関する知識、スキル、思考法の習得
- 創造領域（修得した知識やスキルを複合的に活用した創造的活動として）： 特定課題研究

製造業に特化した教育としては応用科目である「知財 MOT 特論」、「グリーン MOT 特論」、「ライフサイエンス MOT 特論」、「ものづくり MOT 特論」や、展開科目である「オープンイノベーション戦略特論」などが挙げられる。「知財 MOT 特論」においては、製造業で生み出された知的財産を戦略的に活用する方法を、「グリーン MOT 特論」においては、地域資源を有効活用し循環型社会を構築するための知識を、「ライフサイエンス MOT 特論」においては、製薬・バイオテクノロジー分野における R&D 戦略を、「ものづくり MOT 特論」においては企画・設計の上流で解析手法を徹底的に活用して製品の作り込みを行う手法を教育している。また、「オープンイノベーション戦略特論」では、地域企業の連携により新たなイノベーションを創出する仕組みづくりを教育している。これらは今日の製造業が直面している課題の探求や最先端の知識を修得することを目的としている。

上述の『MOT教育コアカリキュラム』の創造領域の科目として挙げた、特定課題研究もまた特色のある教育科目である。これは1年生後期から2年生後期まで実施される教育である。主として企業人・組織人である学生が、自らのキャリアパスを想定したテーマ、例えば事例研究やビジネスプラン等を選定し、教員の指導の下、自主的に研究を進めている。この教育の中で、学生は本研究科で学んだ知識・スキル・思考方法を駆使して、有用性、実現可能性、または学術的価値を備えた研究成果を生み出し、さらに所属先の企業・組織における実務に研究成果を反映させている。

また、本研究科の特色ある取組として、アジア新興国を連携先とした教育の国際化を挙げることができる。既に述べたように、本研究科はマレーシア等に専任教員を派遣し、海外における教

育実績の蓄積を行ってきた（項目 3 に記載）。この教育実績をもとに、2013（平成 25）年 10 月より宇部教室における全科目英語による教育を実施している。また、同じく 2013（平成 25）年以降、広島教室及び福岡教室の社会人学生を対象に、「特別プログラム」としてマレーシアまたはインドネシアでの海外短期研修を実施している。

（2）これまでの自己点検・評価活動及び外部評価・第三者評価等への取組

本研究科の点検・評価体制については研究科内に「自己点検・評価委員会」を設置し、全学の自己点検評価体制とも密接に連携しながら活動を行っている。

本研究科は外部機関による評価に積極的に対応し、2006（平成 18）年 11 月には経済産業省が実施した「MOT 教育プログラム試行評価」、2007（平成 19）年 7 月には技術経営系専門職大学院協議会（MOT 協議会）が実施した「技術経営系専門職大学院認証評価試行」を受審し、共に良好という評価を得ている。

2009（平成 21）年及び 2014（平成 26）年には大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価を受審し、経営系専門職大学院基準に適合していることが認定された。後者の認証評価において検討課題として指摘を受けた 5 項目については、受審後に改善を行い、2015（平成 27）年に「改善報告書」を提出した。詳細は「項目 22：自己点検・評価」において記述する。

本章

1 使命・目的・戦略

項目1：目的の設定及び適切性

経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命（mission）とは、優れたマネジャー、ビジネスパーソンの育成を基本とし、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門的知識を身につけ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成である。

各経営系専門職大学院では、この基本的な使命のもと、それを設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を学則等に定めることが必要である。また、固有の目的には、各経営系専門職大学院の特色を反映していることが望ましい。

<評価の視点>

1-1：経営系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定していること。〔F群〕

1-2：固有の目的を専門職学位課程の目的に適ったものとする。〔「専門院」第2条第1項〕〔L群〕

1-3：固有の目的を学則等に定めていること。〔「大学院」第1条の2〕〔L群〕

1-4：固有の目的には、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

固有の目的の設定について：本研究科では、経営系専門職大学院に課せられた「優れたマネジャー、ビジネスパーソンの育成を基本とし、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門的知識を身につけ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成」を行うという基本的な使命とともに、山口大学の教育理念、すなわち「自立した専門家として社会で活躍するための、知識と能力を身につけるとともに、社会からの信頼と期待にこたえ、人と自然との調和について、考え行動する力を育む」という専門教育に関する理念に基づき、「山口大学大学院技術経営研究科規則（平成17年3月17日規則第23号。以下「大学院技術経営研究科規則」という。）」及び本研究科の「教育上の理念、目的」を制定し、その中で固有の目的を次のように規定している。

本研究科は、科学技術および企業経営の普遍的原理ならびに最新の知識を統合し、イノベーションを持続的に創出するためのマネジメントの研究を行い、もって総合的・学際的な知識・教養・倫理観に立脚し、自身の課題ならびに地域および地球規模での資源の最適利用を考え、判断する能力を持つ人材を養成することを目的とします。

（「教育上の理念、目的」から固有の目的に関する部分を抜粋）

また、本研究科の「教育上の理念、目的」を踏まえて、独自の「ミッション」を設定し、次に示すように「<技術経営>者」という言葉を用いて固有の目的を述べている。

本研究科は、高い倫理観を備え、地域に根差しながらグローバルな視点で問題解決に取り組む<技術経営>者を養成します。ここで、<技術経営>者とは、社会や企業・組織における様々な問題に対し、技術と経営の二つの視点から取り組み、創造的な成果を生み出していく能力を持つリーダーを指します。

（「ミッション」から固有の目的に関する部分を抜粋）

専門職学位課程の目的への適合性について： 専門職学位課程は、高度で専門的な知識・能力を備えた高度専門職業人を養成することを目的としている。本研究科の「教育上の理念、目的」及び「ミッション」で述べている固有の目的は、換言すれば技術経営（MOT）分野における高度専門職業人を養成することであり、専門職学位課程の目的に合致している。

固有の目的の学則等への規定について： 山口大学大学院技術経営研究科規則第1条の2（教育研究上の目的）において、固有の目的を次のように定めている。

「本研究科は、科学技術及び企業経営の普遍的原理並びに最新の知識を統合し、イノベーションを持続的に創出するためのマネジメントの研究を行い、もって総合的・学際的な知識・教養・倫理観に立脚し、自身の課題並びに地域及び地球規模での資源の最適利用を考え、判断する能力を持つ人材を養成することを目的とする。」

固有の目的の特色について： 固有の目的の特色については、本研究科の「ミッション」において、上述した固有の目的を敷衍して本研究科の教育の特色を次のように述べている。

この<技術経営>者養成のため、本研究科では製造業を中心として、技術を核とする企業・組織に所属する人々ならびにこれらの企業・組織を目指す人々に対し、技術と経営に関する高度かつ最新の知識・スキルを提供します。さらに、個別に習得した知識・スキルを複合的に活用して創造的な問題解決に取り組む総合的・実践的教育を実施します。
（「ミッション」から教育の特色に関する部分を抜粋）

すなわち、国内では西日本（中国地域・北部九州）地域、国外では東アジア・東南アジアの人材育成ニーズを踏まえ、製造業を中心とする技術系の企業・組織の人材、並びにこれら技術系の企業・組織を目指す人材に相応した教育を行うことを本研究科の教育の特色としている。

また、教育手法についても、上述したように、習得した知識・スキルを複合的に活用して創造的な問題解決に取り組む総合的・実践的教育を実施することを本研究科の教育の特色としている。

<根拠資料>

（視点 1-1～1-4）

- ・添付資料 1-1：山口大学大学院技術経営研究科規則（第1条の2）
- ・添付資料 1-2：山口大学大学院技術経営研究科 理念、ミッション、ビジョン、ポリシー
- ・資料：山口大学ホームページ（山口大学の教育理念）

<http://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/19.html>

項目2：目的の周知

各経営系専門職大学院は、固有の目的を教職員・学生等の学内構成員に対して周知を図ることが必要である。

<評価の視点>

1-5：教職員・学生等の学内の構成員に対して、固有の目的の周知を図っていること。〔F群〕

<現状の説明>

教職員・学生への周知について：本研究科の専任教員は、毎年行われる山口大学大学院技術経営研究科要覧の改訂、学生募集要項の作成、広島及び福岡でそれぞれ毎年2回開催している入試説明会の準備、新入生対象のガイダンスの準備、入試の面接、「特定課題研究」における成績判定など、様々な機会において「教育上の理念、目的」に立ち戻り、その内容を再確認しており、本研究科の専任教員への周知は徹底している。

また、学生への周知を徹底するために、毎年4月に開催する新入生ガイダンスにおいて、本研究科パンフレット及び「技術経営研究科要覧」を用いて「教育上の理念、目的」について説明し、本研究科の固有の目的の周知を図っている。

<根拠資料>

(視点 1-5)

- ・添付資料 1-3：山口大学大学院技術経営研究科学生募集要項（2019（平成 31）年度版）
- ・添付資料 1-4：山口大学大学院技術経営研究科要覧（1 頁）
- ・添付資料 1-5：山口大学大学院技術経営研究科パンフレット（3 頁）

項目 3：目的の実現に向けた戦略

各経営系専門職大学院は、その固有の目的の実現に向けて、中長期ビジョンを策定し、それに対する独自の資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける戦略を作成することが必要である。また、作成した戦略は、固有の目的の実現に向けて、できる限り速やかに実行することが望ましい。

<評価の視点>

1-6：固有の目的の実現に向けて、中長期ビジョンを策定し、それに対する資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける戦略を作成していること。〔F群〕

1-7：固有の目的の実現に向けて作成した戦略を実行しているか。〔A群〕

<現状の説明>

中長期ビジョンの策定・戦略の策定について：本研究科では、「教育上の理念、目的」及び「ミッション」を踏まえて、長期にわたる「ビジョン」及び「中長期ビジョン」をそれぞれ次のように策定している。

「本研究科は、〈技術経営〉者を目指す人々、そして技術経営を教育研究する人々の「最優先志望」となることを目指します。」（ビジョン）

「本研究科は、国内では西日本地域において、国外では東アジア・東南アジアにおいて〈技術経営〉者を目指す人々の「最優先志望」となることを目指します。」（中長期ビジョン）

「ビジョン」では、〈技術経営〉者を目指す人々、すなわち学生と、技術経営を教育研究する人々、すなわち教職員との双方にとって目指すべき教育機関となることを志向している。そして、この将来像に近づくための中間段階として、「中長期ビジョン」では、国内では西日本地域において、国外では東アジア・東南アジアにおいて〈技術経営〉者を目指す人々が最優先で希望する教育機関となることを志向している。

中長期ビジョンでは、

- 西日本の経済を牽引する、技術を核とする企業・組織から学生を受け入れ、各学生が自らの所属企業・組織における問題をグローバルな視点で解決できるような教育を実施すること
- <技術経営>者を目指す東アジア・東南アジアの留学生を受け入れ、日本の産業に接しながら、技術経営に関する高度な教育を受ける場を提供すること

を述べており、本研究科が、西日本地域からはいわゆる社会人（技術系の企業・組織に所属する人々）学生を、東アジア・東南アジアからは技術系の企業・組織で活躍することを希望する留学生を受け入れる方針であることを示している。

さらに、本研究科では、固有の目的の実現に向けて、教育、研究、入試、人的資源、財務の5分野について戦略を策定している。また、教育、入試、人的資源の3分野に関しては、「教育上の理念、目的」及び「ミッション」を踏まえて、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、アドミッション・ポリシー（求める学生像）、人事ポリシーを定め、教育、入試、人的資源の各戦略の方向性を規定している。

各戦略の目標は、次のとおりである。

- 教育戦略 【目標】 国際的に通用する特色のある技術経営教育の実現
- 研究戦略 【目標】 質の高い技術経営教育を支える研究成果の創出
- 入試戦略 【目標】 質の高い学生の安定的な確保
- 人的資源戦略 【目標】 人的資源の有効活用・教員の国際的教育力向上
- 財務戦略 【目標】 教育研究継続のための財政基盤の確立

教育戦略並びに研究戦略が本研究科の価値創造に関わるものであり、人的資源戦略並びに財務戦略が資源配分と組織能力に関わるものである。

これらの戦略目標のもと、戦略的取組として、個々のアクションを実行している。

戦略の実行について： 教育戦略の実行に関して、「グローバルな視点で問題解決に取り組む<技術経営>者」（ミッションより）を養成するため、本研究科では教育の国際化を推進している。

既に序章で述べたように、本研究科は、2008（平成 20）年度から JICA の委託業務としてラオス国立大学 MBA コースへの短期教員派遣（専任教員 2 名：福代和宏教授、大島直樹教授（当時は准教授）、特命教員 1 名：廣畑伸雄教授（特命）、各 2 週間程度）を行っており、また 2012（平成 24）年度から 2015（平成 27）年度にかけて、外務省の委託により、マレーシア工科大学マレーシア日本国際工科院（MJIT）への長期教員派遣（専任教員 1 名：大島直樹教授（当時は准教授）、3 年間）を行った。

こうした海外における教育実績のもと、本研究科では、2013（平成 25）年 10 月から宇部教室において留学生を受け入れ、全科目英語による教育を実施している。また、同じく 2013（平成 25）年度以降、「特別プログラム」（2 又は 4 単位）として、広島教室及び福岡教室の学生を対象に、マレーシアやインドネシアでの海外短期研修を実施している。さらに、理念に謳う「イノベーションを持続的に創出するためのマネジメント」の実例を学ばせるため、本研究科では、「ライフサ

イエンス MOT 特論」や「グリーン MOT 特論」など、イノベーションが活発に創成されている産業分野に焦点を当てた特色ある教育を実施している。

これらの活動のほか、本研究科では、日本における技術経営教育を東南アジアなど海外に広め、技術経営教育の国際化を図る活動を行っている。本研究科の内部組織として、平成 27 年度にアジアイノベーションセンター (AIC) を設立し、技術経営教育の国際標準化を目指すための意見交換の場として、東南アジアの有力ビジネススクール (マレーシア工科大学、バンドン工科大学、ダナン科技大学、チェンマイ大学) とともに国際シンポジウム International Symposium for Asian MOT Education (ISAME) を運営している。

研究戦略の実行に関して、ビジョンにある「技術経営を教育研究する人々の『最優先志望』となる」ことを目指し、本研究科では、技術経営という学問領域の学際性を踏まえた研究を行い、国内外に研究成果を発表している。

その一例が、コンビナートの形成・発展史をベースに企業間の事業連携によってコンビナートの国際競争力強化を目的とした応用経済史の研究事例である。同研究はコンビナート関連企業が多い中国地域の経済の中で重要な意義を有しており、いわば、地域社会・地域産業における課題解決や新たな価値創造に資するものである。近年ではこの研究成果が日本各地における「スマートコンビナート」構築に貢献しており、この研究に関連した講演・セミナーが開かれている。

また、本研究科は、中国、オランダ、ブラジルの経営系大学院と共同でイノベーションに関する国際会議 (International Conference on Innovation and Management: ICIM) を開催し、研究者同士の交流を通じて、オープンイノベーションなどをテーマとした国際共同研究を行っている。

これらの研究成果は、「オープンイノベーション戦略特論」、「グリーン MOT 特論」、「ものづくり MOT 特論」などの科目に反映している。

また、科学研究費補助金への応募を専任教員の義務としており、2018 (平成 30) 年度現在、専任教員の 6 割 (代表 5 名、分担 3 名) が科学研究費補助金を獲得し、各専門分野における研究活動を展開している。

入試戦略の実行に関して、アドミッション・ポリシーに示すような強い意欲と高い潜在能力を持つ質の高い学生を確保するため、本研究科では、地理的にも産業分野的にも受け入れの範囲を拡大し、効果的な広報活動を行い、受験生の確保を図っている。具体的には次のとおりである。

国内での学生募集に関しては、ホームページ、パンフレット、チラシ、バス等の公共交通機関における広告等により本研究科の広報を行っている。また、広島及び福岡でそれぞれ毎年 2 回、入試説明会を開催している。さらに、受験者の交通の利便性に配慮し、広島及び福岡での入試を実施している。

国外での学生募集に関しては、英文ホームページの開設、留学生支援を行う NPO や海外提携校を通じての英文パンフレットの配布などにより募集を行っている。

人的資源戦略の実行に関して、上述の教育戦略、研究戦略、入試戦略を教員数の制限がある中で効率的・効果的に遂行するため、本研究科では、業務の集約化と教員の能力向上を図っている。業務の集約化に関しては、「MOT 教育コアカリキュラム」を踏まえながら、数次にわたってカリキュラムの再編を行い、教員の講義負担の適正化を図っている。教員の能力向上に関しては、特に国際化への対応のため、上述したように海外大学への専任教員の派遣などにより、教員の海外に

おける教育経験の蓄積を図っている。

財務戦略の実行に関して、上述の教育戦略、研究戦略を継続的に遂行できるよう、本研究科では、福岡・広島教室、各種情報システム等の教育インフラ及び教育研究活動の維持のための学内予算を確保しているほか、教育インフラの充実、研究活動の推進のため、文部科学省、JICAからの外部資金の獲得を積極的に推進している。最近5年間の主な外部資金獲得状況を以下に示す。

- 平成26～31年度 JICA「ラオス日本センター民間セクター開発支援能力強化プロジェクト」
- 平成28～33年度 JICA「ネパール国2018年経済センサス実施に向けた中央統計局能力向上プロジェクト」
- 平成28年度文部科学省「先導的経営人材養成機能強化促進委託事業・経営系専門職大学院（MOT分野）におけるコアカリキュラム策定に関する調査研究」
- 平成29年度文部科学省「高度専門職業人養成機能強化促進委託事業・経営系専門職大学院（MOT分野）におけるコアカリキュラムの実証・改善に関する調査研究」
- 平成29, 30年度 MJIT 機械科：グローバルモビリティープログラム

<根拠資料>

（視点1-6, 1-7）

- ・添付資料1-2：山口大学大学院技術経営研究科 理念，ミッション，ビジョン，ポリシー
- ・添付資料1-6：臨海コンビナート都市連携シンポジウム2018
- ・添付資料1-7：水素・次世代エネルギー研究会セミナー2015（出典：水素・次世代エネルギー研究会ホームページから）
- ・添付資料1-8：ISAME 2018 in DA NANG プログラム
- ・添付資料1-9：ISAME 2018 in 下関，ICIM 2018 プログラム
- ・添付資料1-10：特別プログラム（マレーシア及びインドネシアでの短期研修）資料
- ・添付資料1-11：2018（平成30）年度科学研究費補助金交付内定一覧
- ・添付資料1-12：向学新聞（2018（平成30）年11月号）（1～3面）【向学新聞許諾済み】
- ・資料：アジアイノベーションセンターホームページ

<http://mot.yamaguchi-u.ac.jp/AIC/>

【1 使命・目的・戦略の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

本研究科では、ミッション・ビジョンの下、国内社会人学生向け教育と留学生向け教育の双方を実施している。国内社会人学生を安定的に確保していることに加え、留学生の数が増加していることは、教育戦略目標に掲げた「教育の国際通用性の実現」や入試戦略目標に掲げた「質の高い学生の安定的な確保」が達成されつつあるものと考えられる。

ただし、人的資源戦略目標に掲げた「人的資源の有効活用」という点ではなお改善が必要と考えられる。すなわち、教員数の制限がある中で各種戦略を効率的・効果的に遂行するためには、「MOT教育コアカリキュラム」を踏まえながら、教員の講義負担のさらなる適正化を図り、またその他の業務の効率化を進める必要があると考えられる。

(2) 改善のためのプラン

上述した、平成 28 年度文部科学省「先導的経営人材養成機能強化促進委託事業・経営系専門職大学院（MOT 分野）におけるコアカリキュラム策定に関する調査研究」の取組の下、「MOT 教育コアカリキュラム」が改定された。平成 30 年度現在の本研究科のカリキュラムは改定前の「MOT 教育コアカリキュラム」（平成 22 年度版）に基づくものであるため、改定後の「MOT 教育コアカリキュラム」（平成 28 年度版）に基づいて、カリキュラムを再編する必要がある。この再編作業において改めて教員の講義負担の適正化を図ることとする。このカリキュラム再編・講義負担適正化の作業は 2018（平成 30）年度より開始しており、2019（平成 31）年度後期には新カリキュラムを確定する予定である。また、授業の一部に遠隔講義システム（TV 会議室システム）を利用するなどして、教員の移動の負担を軽減することを検討する。

また、教育以外の業務の効率化としては、入試業務の効率化が挙げられる。現在、国内社会人学生向け入試として広島教室・福岡教室における面接試験が行われているが、これに TV 会議室システムを活用するなどして、教員並びに職員の移動の負担を軽減することを検討する。留学生の受験に関しても効率・利便性を高めるため、情報提供・出願・送金・受験相談・面接などにおいて同システムの活用を促進していくこととする。

2 教育内容・方法・成果

(1) 教育課程・教育内容

項目4：教育課程の編成

各経営系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。

教育課程の編成にあたっては、経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命（mission）を果たすために、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、その方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定することが必要である。また、これらの方針については、学生に周知を図ることが必要である。

各経営系専門職大学院は、教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、社会からの要請に応え、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成に配慮することが求められる。また、それぞれの固有の目的を実現するために必要な科目を経営系各分野に応じて、系統的・段階的に履修できるようバランスよく配置することが必要である。そのうえで、特色の伸長のために創意工夫を図ることが望ましい。

<評価の視点>

2-1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること。〔F群〕

2-2：学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、次に掲げる事項を踏まえ、教育課程を体系的に編成していること。（「専門院」第6条）〔F群、L群〕

(1) 経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命（mission）、すなわち、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門知識（戦略、組織、マーケティング、ファイナンス、会計など）、思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材を養成する観点から適切に編成していること。

(2) 経営系各分野の人材養成の基盤となる科目、周辺領域の知識や広い視野を涵養する科目、先端知識を学ぶ科目等を適切に配置していること。

(3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう適切に配慮していること。

2-3：社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。〔F群〕

2-4：産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、以下の者から成る教育課程連携協議会を設けていること。その際、(1)以外の者が過半数であること。（「専門院」第6条の2）〔L群〕

(1) 学長又は当該経営系専門職大学院の長が指名する教員その他の職員

(2) 当該分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する団体（職能団体、事業者団体、当該分野の職業に就いている者若しくは関連する事業を行う者による研究団体等）のうち広範囲の地域で活動するもの関係者であって、当該分野の実務に関し豊富な経験を有する者

(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（ただし、教育の特性により適当でない場合は置くことを要さない。）

(4) 当該経営系専門職大学院が置かれる大学の教員その他の職員以外の者であって学長又は当該経営系専門職大学院の長が必要と認める者

2-5：当該分野を取り巻く状況に配慮しつつ、教育課程連携協議会の意見を勘案しながら教育課程を編成していること。（「専門院」第6条第2項）〔L群〕

2-6：授業科目には、固有の目的に即して、どのような特色ある科目を配置しているか。〔A群〕

<現状の説明>

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の明文化と学生への周知について： 本研究科では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を次のように定めている。

山口大学大学院技術経営研究科では、技術と経営の二つの視点から問題に取り組み、創造的な成果を生み出していくことのできる<技術経営>者を養成することを目的としています。所定の期間在学し、所定の単位を修得し、下記の知識や能力を身に付け、修了審査に合格した学生に「技術経営修士（専門職）」の学位を授与します。

【共通する総合的な能力】

1. イノベーションの意義や創発するための方法論について学問横断的に学習・理解し、その知識を主体的に実務に活用・応用する能力
2. 高い倫理観を持って他者と協調して事業活動に取り組む態度を涵養し、社会に貢献する能力

【具体的な能力として、以下のいずれかを身に付ける】

3. 研究開発や事業活動などを組織的に遂行するために必要な知識を学び、自らの課題を正しく把握し、それらに合理的かつ効率的に対処する能力
4. 経済法則の原理と価値の計測方法を正しく学習・理解し、事業活動の成果を経済的価値に結びつける能力
5. 知的資産の重要性を理解し、事業遂行に役立てていく仕組みや方法を修得したうえで、自らアイデアを創出し知的資産化する能力
6. グローバルなフィールドで活躍できるように、多様な社会や文化を理解するとともに、自ら仮説を立てて研究方法を構築し、遂行する能力

（「技術経営研究科 専門職学位課程 技術経営専攻 ディプロマ・ポリシー」）

また、このディプロマ・ポリシーに基づき、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を次のように定めている。

山口大学大学院技術経営研究科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる人材を養成するために、学生の多様なバックグラウンドやニーズを踏まえて教育科目を体系的・段階的に編成し、教育内容、教育方法及び学修成果の評価についての方針を以下に定めます。

1. 教育課程・教育内容

- (1) <技術経営>者として最低限習得しておくべき技術と経営に関する基本的理論及び分析手法を、必修科目である基盤科目群で学習します。
- (2) 基盤科目で習得した理論や分析手法を、学生が自らのバックグラウンドに応じた形で体系的に深掘りするために、選択必修科目である展開科目群で学習します。
- (3) 基盤科目群、展開科目群で習得した理論や分析手法を、応用科目群で今日的なテーマに適用し、学生の応用力や実践力を高めます。

- (4) 講義科目等で獲得した見識を自らが設定した課題に適用し、技術と経営の複眼的な視点から社会や企業、組織における様々な問題に対して解決を目指して取り組む力を養うために特定課題研究を実施します。
- (5) グローバルなフィールドで活躍する<技術経営>者として必要な外国語でのコミュニケーション能力向上と、他国における技術経営に関する知識習得の機会を提供するために、特別科目を設けます。

2. 教育方法

技術経営の基礎となる「理論」とビジネスの現場での「実務」の効果的な架橋教育を行うために、座学スタイルに加え、具体的な事例に基づいた演習を多く取り入れた教育を行います。それにより、技術に関する幅広い知識、技術経営の理論やスキル、戦略的思考力の涵養を図ります。また、学生の主体的な学びを推進するために、アクティブ・ラーニングを導入し、グループワークなどのディスカッションを適宜取り入れ、課題探求・解決学習、実践的教育を行います。

3. 学修成果の評価

- (1) 試験・レポート等に基づき、学修成果の到達度を厳格に評価します。
- (2) 2年間の学修成果は、基礎科目（必修）、展開科目（選択必修）、応用科目（選択必修）、特別科目（選択）の修得単位数に加え、特定課題研究（必修）の成果によって、総合的に評価を行います。

（「技術経営研究科 専門職学位課程 技術経営専攻 カリキュラム・ポリシー」）

これらのポリシーについては、大学の公式ホームページ並びに本研究科のホームページにて公開しており、また本研究科の要覧及びパンフレットにも記載している。また、入学時のオリエンテーションにおいて学生に周知している。

教育課程の体系性について： 本研究科では「カリキュラム・ポリシー」を踏まえながら、「MOT教育コアカリキュラム」に示されている、技術経営教育において不可欠な専門知識、スキル、思考力などを学生に対して提供するため、以下に述べるような体系的な教育課程を編成している。

(1) 段階的な履修のための科目配置

本研究科では、次の科目編成表に示すように基盤科目群 6 科目、展開科目群 12 科目、応用科目群 4 科目、特別プログラム 1 科目、特定課題研究 1 科目を配置している。

科目編成表

科目群	授業科目	単位数	総時間数	備考	
基盤科目	イノベーション・マネジメント	2	30	必修	
	オペレーションズ・マネジメント特論	2	30		
	ビジネス法務	2	30		
	会計・エコノミクス特論	2	30		
	テクノロジー・マーケティング特論	2	30		
	企業戦略特論	2	30		
展開科目	区分				
	戦略立案	技術戦略特論	2	30	選択必修
		オープンイノベーション戦略特論	2	30	
	施策展開	R&Dマネジメント特論	2	30	
		マーケティングリサーチ特論	2	30	
	ビジネスプランニング	ベンチャービジネス特論	2	30	
		ビジネスファイナンス特論	2	30	
	課題解決法	戦略思考特論	2	30	
		創造的問題解決特論	2	30	
	グループマネジメント	経営組織特論	2	30	
		リーダーシップ論	2	30	
	知的財産	知財戦略特論	2	30	
		国際知財法務特論	2	30	
	応用科目	知財 MOT 特論	2	30	
グリーン MOT 特論		2	30		
ライフサイエンス MOT 特論		2	30		
ものづくり MOT 特論		2	30		
特別科目	特別プログラム	2又は4	30又は60	選択	
課題研究科目	特定課題研究	6	90	必修	

基盤科目群は、技術経営に関する全般的な知識・スキルを提供する科目群であり、学生が入学して半年間で全般的な知識を修得できるよう、基盤科目群を1年生前期の必修科目として配置している。1年生夏季（前期集中）からは、学生の専門性に応じて、展開科目、応用科目を選択履修するように配置している。

また、2年生前後期を通して特定課題研究を実施する。特定課題研究は、修得した知識やスキ

ルを複合的に活用した創造的活動として行うものである。特定課題研究では、主として企業人・組織人である学生が、自らのキャリアパスを想定したテーマ、例えば事例研究やビジネスプラン等を選定し、教員の指導の下、自主的に研究を進めている。特定課題研究は2年生に進級してから正式に着手するが、特定課題研究のテーマ策定、指導教員の選定等の予備的な作業は、1年生後期から教務委員会の指示に従って実施する。

(2) 専門知識、思考力等の修得、職業倫理観とグローバルな視野の養成のための科目配置

本研究科では、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門知識を習得させるため、以下の科目を開設している。

基盤科目： 「イノベーション・マネジメント」、「オペレーションズ・マネジメント特論」、
「ビジネス法務」、「会計・エコノミクス特論」、「テクノロジー・マーケティング特論」、「企業戦略特論」

展開科目（戦略立案）： 「技術戦略特論」、「オープンイノベーション戦略特論」

展開科目（施策展開）： 「R&D マネジメント特論」

展開科目（ビジネスプランニング）： 「ベンチャービジネス特論」、「ビジネスファイナンス特論」

思考力・分析力の修得に関しては、以下の科目を開設している。

展開科目（施策展開）： 「マーケティングリサーチ特論」

展開科目（課題解決法）： 「戦略思考特論」、「創造的問題解決特論」

コミュニケーション能力や組織運営能力の修得に関しては、以下の科目を開設している。

展開科目（グループマネジメント）： 「経営組織特論」、「リーダーシップ論」

(3) その他技術経営系の人材養成に必要な科目配置

本研究科では、技術経営分野の人材養成の基盤となる科目として、上記(2)に示した科目群を配置しているほか、周辺領域の知識である知的財産に関して以下の科目を開設している。

展開科目（知的財産）： 「知財戦略特論」、「国際知財法務特論」

また、先端知識を学ぶ科目として以下の科目を配置している。

応用科目： 「知財 MOT 特論」、「グリーン MOT 特論」、「ライフサイエンス MOT 特論」、「ものづくり MOT 特論」

その他、学生のグローバルな視野の涵養のため、「特別プログラム」(2又は4単位)を配置し、広島教室及び福岡教室の学生を対象に、マレーシア及びインドネシアでの短期海外研修を実施している。

社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等への対応について： 本研究科のカリキュラムは、「MOT 教育コアカリキュラム」(平成22年度版)に準拠している。同コアカリキュラムは、大学委員が産業界委員の意見を踏まえて作成したものであり、社会からの要請を踏まえたものである。その内容は、ホームページや公開シンポジウムなどを通じて広く社会、特に産業界に公表されている。なお、同コアカリキュラムは「MOT 教育コアカリキュラム」(平成28年度版)に改定され、社会からの要請や学術の発展動向に応じて、オペレーションズ・マネジメントの学習項目の簡素化、分析手法に関する学習項目の追加が行われたため、上述したように、これらの変更を踏まえたカリキュラム再編の作業を2018(平成30)年度より開始している。

近年、ICT（情報通信技術）の急速な発展により、各産業分野において ICT を核としたイノベーションが起こっている。本研究科においてこの動向に対応している科目は、「ものづくり MOT 特論」、「ライフサイエンス MOT 特論」、「マーケティングリサーチ特論」などである。「ものづくり MOT 特論」では、「解析主導設計」など、ものづくりの上流過程の高度情報化に関する知識とスキルを提供している。「ライフサイエンス MOT 特論」においては、バイオインフォマティクスなど、製薬・医療に関わる情報化について知識とスキルを提供している。「マーケティングリサーチ特論」においてもエージェントモデルなど、情報工学における最新の成果を盛り込んだ教育内容を提供している。

本研究科は、宇部市、広島市及び福岡市に教室を構えており、これらの教室にはサービス、医薬品、機械など様々な産業分野出身の社会人学生が集まっている。これらの学生が求めるのは、それぞれの産業分野において ICT を活用したイノベーションを起こすことである。先に述べたように、ICT 発展の成果をものづくり、ライフサイエンス、マーケティングに盛り込んだ科目を提供しているのは、こうした要望に応えるものである。

教育課程連携協議会の設置及びその意見を勘案した教育課程の編成について：本研究科では、学内外の委員 5 名からなる教育課程連携協議会を設置している。5 名のうち 3 名はそれぞれ次の要件を満たすものである：

- 当該分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する団体のうち広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該分野の実務に関し豊富な経験を有する者
- 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- 当該経営系専門職大学院が置かれる大学の教員その他の職員以外の者であって学長又は当該経営系専門職大学院の長が必要と認める者

なお、第 1 回の教育課程連携協議会は、平成 31 年 4 月に開催を予定しており、その意見に基づき、カリキュラムの改定を実施したいと考えている。

固有の目的に即した特色ある科目の配置について： 本研究科のミッションの文中では、本研究科の固有の目的を敷衍して本研究科の教育の特色を次のように述べている。

「〈技術経営〉者養成のため、本研究科では製造業を中心として、技術を核とする企業・組織に所属する人々ならびにこれらの企業・組織を目指す人々に対し、技術と経営に関する高度かつ最新の知識・スキルを提供します。さらに、個別に習得した知識・スキルを複合的に活用して創造的な問題解決に取り組む総合的・実践的教育を実施します。」

すなわち、本研究科が教室を置いている中国・北部九州地域の産業界のニーズなどを踏まえ、製造業を中心とする技術系の企業・組織の人材、並びにこれら技術系の企業・組織を目指す人材に相応した教育を行うことを本研究科の固有の目的としている。

序章にも述べたことであるが、地域の産業界の要請に応えた、製造業に特化した教育としては、応用科目である「知財 MOT 特論」、「グリーン MOT 特論」、「ライフサイエンス MOT 特論」、「ものづくり MOT 特論」や、展開科目である「オープンイノベーション戦略特論」などが挙げられる。「知財 MOT 特論」においては、製造業で生み出された知的財産を戦略的に活用する方法を、「グリーン MOT 特論」においては、地域資源を有効活用し循環型社会を構築するための知識を、「ライフサイ

エンス MOT 特論」においては、製薬・バイオテクノロジー分野における R&D 戦略を、「ものづくり MOT 特論」においては、企画・設計の上流で解析手法を徹底的に活用して製品の作り込みを行う手法を教育している。また、「オープンイノベーション戦略特論」では、地域企業の連携により新たなイノベーションを創出する仕組みづくりを教育している。これらは、今日の製造業が直面している課題の探求や最先端の知識を学び取ることを目的としている。

また、教育手法についても、上述したように、習得した知識・スキルを複合的に活用して創造的な問題解決に取り組む総合的・実践的教育を実施することとしている。このような総合的・実践的教育を行うものとしては、「特定課題研究」を配置している。序章で述べているように、「特定課題研究」は、1年生後期から2年生後期まで実施される教育である。学生は、例えば事例研究やビジネスプラン等、自らのキャリアパスを想定したテーマを選定し、教員の指導の下、自主的に研究を進めている。この教育の中で、学生は、本研究科で学んだ知識・スキル・思考方法を駆使して、有用性、実現可能性、または学術的価値を備えた研究成果を生み出している。

<根拠資料>

(視点 2-1)

- ・添付資料 1-2：山口大学大学院技術経営研究科 理念，ミッション，ビジョン，ポリシー
- ・添付資料 1-4：山口大学大学院技術経営研究科要覧（2～3頁）
- ・添付資料 1-5：山口大学大学院技術経営研究科パンフレット（3頁）
- ・添付資料 2-13：2018（平成 30）年度オリエンテーション次第
- ・資料：技術経営研究科 専門職学位課程 技術経営専攻 ディプロマ・ポリシー
<http://www.yamaguchi-u.ac.jp/education/dp/technologymanagement.html>
- ・資料：技術経営研究科 専門職学位課程 技術経営専攻 カリキュラム・ポリシー
<http://www.yamaguchi-u.ac.jp/education/cp/technologymanagement.html>

(視点 2-2, 2-3, 2-6)

- ・添付資料 1-2：山口大学大学院技術経営研究科 理念，ミッション，ビジョン，ポリシー
- ・添付資料 1-4：山口大学大学院技術経営研究科要覧（7～17頁）
- ・添付資料 2-14：MOT 教育コアカリキュラム（平成 22 年度版）
- ・添付資料 2-15：MOT 教育コアカリキュラム（平成 28 年度版）

(視点 2-4～2-5)

- ・添付資料 2-16：山口大学大学院技術経営研究科教育課程連携協議会規則

項目 5：単位の認定、課程の修了等

各経営系専門職大学院は、関連法令に沿って学習量を考慮した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修するための措置をとらなければならない。

単位の認定、課程の修了認定、在学期間の短縮にあたっては、公正性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじめ明示した基準・方法に基づきこれを行う必要がある。また、授与する学位には、経営系各分野の特性や教育内容に合致する名称を付すことが求められる。

<評価の視点>

2-7：授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む。）等を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定していること。（「大学」第 21 条、第 22 条、第 23 条）

〔L群〕

- 2-8：各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間又は1学期に履修登録できる単位数の上限を設定していること。〔専門院〕第12条〕〔L群〕
- 2-9：学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該経営系専門職大学院入学前に修得した単位を、当該経営系専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に則して、当該専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っていること。〔専門院〕第13条、第14条〕〔L群〕
- 2-10：課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数を法令上の規定に則して適切に設定していること。〔専門院〕第2条第2項、第3条、第15条〕〔L群〕
- 2-11：課程の修了認定の基準・方法を学生に対して明示していること。〔専門院〕第10条第2項〕〔L群〕
- 2-12：在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に則して当該期間を設定していること。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。〔専門院〕第16条〕〔L群〕
- 2-13：在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示していること。また、明示した基準・方法を公正かつ厳格に運用していること。〔F群〕
- 2-14：授与する学位には、経営系各分野の特性や教育内容にふさわしい名称を付していること。〔学位規則〕第5条の2、第10条〕〔F群、L群〕

<現状の説明>

授業科目に対する単位の適切な設定について：各授業科目は、30単位時間の講義または演習と60時間分の予習・復習によって構成され、学生に対し計90時間の学修内容を提供しているので、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とする大学設置基準第21条に従い、各授業科目の単位数は、2単位に設定している。各授業科目において、30単位時間分の講義内容または演習内容は、1回（1コマ）当たり2単位時間（90分）の講義または演習を15回（15コマ）実施することによって学生に提供される。各教員は、担当する授業科目について30単位時間分の講義または演習内容と60時間分の予習・復習内容を学生に提供するように配慮しながら、全学的な統一様式によるシラバスを作成している。また、そのシラバスで授業の概要・一般目標・到達目標、15回の授業計画、成績評価方法などについて詳細に記載し、学生の科目履修が円滑になるように設計している。さらに、単位認定については、定期試験、授業内・授業外レポート、授業態度・授業への参加度、プレゼンテーション等を知識・理解、思考・判断、関心・意欲、態度、技能・表現等の観点よりマトリックス的に判断し評価している。

広島教室及び福岡教室では、平日勤務している社会人学生に配慮し、前期・後期の授業は土曜日にもみ行うこととしている。各授業科目は、3コマ（90分×3回）分ずつ実施し、5巡して終了する。各学生は、1週間当たり最大で90分×6回分＝12単位時間分の講義または演習を受講する。これに対する予習・復習内容は、1週間当たり最大で24時間分となるが、平日及び日曜日に負荷分散することにより業務や生活に無理な負担をかけずに学習時間を確保することが可能である。

1年間の授業を行う期間は、広島教室及び福岡教室では、前期15週間、前期定期試験1週間、夏季集中3週間、後期15週間、後期定期試験1週間の計35週間であり、大学設置基準第22条に準拠している。

各授業科目の授業期間に関して大学設置基準第23条では、「十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。」としているが、上述したように広島教室及び福岡教室では、各授業科目は土曜日ごとに3コマ（90分×3回）分ずつ、計5週間で終了する形式で実施している。この

開講形式は、社会人学生にとって受講しやすく、学習効果を挙げやすい形式を追求して選択したものであり、大学設置基準第 23 条の後半「ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。」に準拠するものである。

単位の上限の設定について： 学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、大学院技術経営研究科規則第 8 条で特定課題研究及び特別プログラムを除き 28 単位に設定しており、学生の履修への負担が過重にならないように配慮している。

単位認定について： 山口大学大学院学則（昭和 42 年規則第 26 号。以下「大学院学則」という。）第 18 条及び大学院技術経営研究科規則第 10 条、第 11 条の規定により、本研究科の学生が他の大学院で修得した単位や入学前に修得した単位は、合計して本研究科の修了要件単位数 40 単位の二分の一を限度として課程修了の単位として認めることとしている。この単位認定に関する規定は、専門職大学院設置基準第 13 条（30 単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲）を満たしている。

修得単位の認定については、まず、単位認定を希望する学生から当該修得科目の授業内容・レベルがわかる資料として当該修得科目のシラバスを提出させる。そして本研究科の担当教員が同シラバスをもとに授業内容・教育水準・教育課程との一体性等を確認した後、教員会議で可否を判断し、本研究科教授会で認定を行っている。

在学期間・修得単位数について： 本研究科の在学期間は、大学院学則第 12 条により 2 年以上、また、長期履修期間は、山口大学大学院長期履修学生規則第 5 条及び大学院技術経営研究科規則第 9 条により 4 年以内と規定している。長期履修を希望する学生に関しては、「山口大学大学院技術経営研究科長期履修学生に関する内規」で手続等を定めている。

修了要件の修得単位数は、大学院技術経営研究科規則第 7 条により 40 単位以上と規定している。本研究科の規定する修了要件は、法令上の基準（文部科学省令第 16 号の第 15 条）である在学期間 2 年以上、修得単位数 30 単位以上を満たしている。

修了認定基準・方法の周知について： 修了認定及び学位授与に関わる基準及び審査手続等は、大学院学則第 22 条及び技術経営研究科規則第 7 条（履修方法）、第 14 条（単位の認定）、第 15 条（試験）に明文化し、大学院技術経営研究科要覧やパンフレットなどで学生に周知している。また、最終成果としての特定課題研究については、4 月初旬に 2 年生を対象にした説明会を開催し、指導教員決定、3 回の発表会（計画発表会、中間発表会、最終発表会）の日程及び審査基準に関する説明を実施している。なお、これとは別に新入生に対しては、入学時オリエンテーションで大学院技術経営研究科要覧を配布し、修了要件や学位授与に関わる基準等について詳細に説明している。

在学期間の短縮について： 本研究科においては、在学期間の短縮を行っていない。

学位名称の適切さについて： 授与する学位名称は、「技術経営修士（専門職）」であり、英文名称を“Master of Technology Management”としている。

本研究科の固有の目的は、「科学技術および企業経営の普遍的原理ならびに最新の知識を統合し、

イノベーションを持続的に創出するためのマネジメントの研究を行い、もって総合的・学際的な知識・教養・倫理観に立脚し、自身の課題ならびに地域および地球規模での資源の最適利用を考え判断する能力を持つ人材育成」であり、ミッションでは、より端的に「本研究科は、高い倫理観を備え、地域に根差しながらグローバルな視点で問題解決に取り組む〈技術経営〉者を養成します」と述べている。

教育課程は、基盤科目群、展開科目群、応用・演習系科目群に層別し、技術経営の基本的な考え方から専門的領域まで幅広い分野を網羅するよう構成し、かつ、本研究科2年間の最終成果として、学生に将来のキャリアパスを想定して自ら課題を選定し、自主的に調査研究する特定課題研究を課しており、「技術経営修士（専門職）」の学位にふさわしい。

<根拠資料>

(視点 2-7)

- ・添付資料 1-1：山口大学大学院技術経営研究科規則（第 5 条）
- ・資料：山口大学ホームページ（シラバス検索）

<https://www.kyomu.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/SearchMain.aspx>

(視点 2-8)

- ・添付資料 1-1：山口大学大学院技術経営研究科規則（第 8 条）

(視点 2-9)

- ・添付資料 1-1：山口大学大学院技術経営研究科規則（第 10 条，第 11 条）
- ・添付資料 2-3：山口大学大学院学則（第 18 条）
- ・添付資料 2-27：教授会議事概要
- ・添付資料 2-28：教員会議議事概要

(視点 2-10)

- ・添付資料 1-1：山口大学大学院技術経営研究科規則（第 7 条，第 9 条）
- ・添付資料 2-1：山口大学大学院技術経営研究科長期履修学生に関する内規
- ・添付資料 2-3：山口大学大学院学則（第 12 条）
- ・添付資料 2-17：山口大学大学院長期履修学生規則（第 5 条）

(視点 2-11)

- ・添付資料 1-1：山口大学大学院技術経営研究科規則（第 7 条，第 14 条，第 15 条）
- ・添付資料 1-4：山口大学大学院技術経営研究科要覧（2，3，22～24 頁）
- ・添付資料 1-5：山口大学大学院技術経営研究科パンフレット（5 頁）
- ・添付資料 2-3：山口大学大学院学則（第 22 条）

(視点 2-14)

基礎データ I 教育の内容・方法等 1 学位授与状況（表 1）

- ・添付資料 1-1：山口大学大学院技術経営研究科規則（第 1 条の 2）
- ・添付資料 1-4：山口大学大学院技術経営研究科要覧（1 頁）
- ・添付資料 1-5：山口大学大学院技術経営研究科パンフレット（3 頁）
- ・添付資料 2-3：山口大学大学院学則（第 24 条）

(2) 教育方法

項目6：履修指導、学習相談

各経営系専門職大学院は、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、修了後の学生のキャリアを見据え、学生の学習意欲を一層促進する適切な履修指導、学習相談を行うことが必要である。また、インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行うことが必要である。そのうえで、履修指導、学習相談においては、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

2-15：学生に対する履修指導、学習相談を学生の多様性（学習歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行っていること。〔F群〕

2-16：インターンシップ等を実施する場合、守秘義務等に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行っていること。〔F群〕

2-17：固有の目的に即して、どのような特色ある取り組みを履修指導、学習相談において行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

学生の多様性への対応について：本研究科を志望する社会人学生は、沖縄県から大阪府に至る広いエリアから通学しており、所属する企業も大企業から中小企業と多岐にわたっている。さらに、韓国・中国などアジアからの留学生もおり、日本での就職や本国での起業を目的にしている学生もいる。

これら多様なバックグラウンドを持つ学生のニーズに応えるため、本研究科では、パンフレットにおいて修了までの履修例を提示するとともに、パンフレット及び履修要覧において各科目の概要を示し、学生の履修計画の参考に供している。また、入学時及び新年度のガイダンスに加え、社会人学生特有の修学上の問題である、転勤に伴う休学、業務の負荷に配慮した長期履修などについて、教務委員が随時相談を受け対応している。

本研究科の教育の中で学生のニーズの多様性に最も強く応えているのは「特定課題研究」である。特定課題研究において、各学生は、自らの将来のキャリアパスを想定したテーマ、例えば、所属する企業の事業戦略立案や起業のためのビジネスプランなどを選択し、テーマに応じた専門分野を担当する教員（指導教員）の下で、自主的に調査研究を進めている。指導教員は、研究の進め方や内容について、ディスカッションなどを通じて指導を行っている。

インターンシップ等における守秘義務等に関する仕組みについて：本研究科の学生のうち留学生については、本人からの要望により日本企業ないし日本企業の現地法人へのインターンシップを実施している。実施時には相手先企業と技術経営研究科長との間で実施に関する覚書を締結するとともに、留学生から相手企業に対して秘密保持遵守を含む誓約書を提出することとしている。留学生以外の学生のうち、社会人学生に関しては企業等に所属していることからインターンシップを実施しない。留学生以外の学生で企業等に所属していない学生がインターンシップを希望する場合には、留学生と同様の手続を行う。

履修指導・学習相談における特色ある取組について：学生の大半は、企業や公的機関に勤務する社会人であるため、上述したように、転勤、業務の負荷の変動など社会人学生特有の修学上の問題が生じることがある。例えば、転勤に関しては、学生が所属先企業により海外勤務を命ぜ

られ、受講を継続できなくなった事例がある。この事例では、教務委員の指導の下、当該学生は、海外勤務期間中は休学し、帰国後に復学するという段取りによって、学位を取得することができた。また別の例としては、業務の負荷が増大し、受講が困難になった学生に対し、教務委員が長期履修への変更を薦めたことにより、通常2年間で修了するところを3年かけて修了することができた事例もある。以上のように、本研究科は、これまでの事例や対応実績から、社会人学生が直面する問題についての対応策を蓄積している。社会人学生の修学に関する個別の問題に対しては、教務委員会で対応策の素案を検討し、教員会議または教授会において協議の上、対応策を決定し、修学が継続できるよう適切に対応している。

<根拠資料>

(視点 2-15～2-16)

- ・添付資料 1-4：山口大学大学院技術経営研究科要覧（12～17 頁）
- ・添付資料 1-5：山口大学大学院技術経営研究科パンフレット（6～14 頁）
- ・添付資料 2-18：2017（平成 29）年度特定課題研究最終発表予定表
- ・添付資料 2-4：インターンシップ覚書様式
- ・添付資料 2-5：インターンシップ誓約書様式
- ・添付資料 2-6：インターンシップ実施状況表

(視点 2-17)

- ・添付資料 2-28：教員会議議事概要

項目 7：授業の方法等

各経営系専門職大学院は、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入することが必要である。また、教育の効果を十分上げるため、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適当な学生数で授業を実施しなければならない。さらに、事例研究、現地調査又は質疑応答や討論による双方向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて最も効果的な授業方法を採用することが必要である。その際、グローバルな視野をもつ人材養成を推進するための教育方法を導入することや固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

各経営系専門職大学院は、多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合、又は通信教育によって授業を行う場合には、その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としなければならない。

<評価の視点>

2-18：1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていること。（「専門院」第7条）〔L群〕

2-19：実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、ゲーム、シミュレーション、フィールド・スタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用していること。（「専門院」第8条第1項）〔F群、L群〕

2-20：グローバルな視野をもった人材養成を推進するために、どのような教育方法を導入しているか。〔A群〕

2-21：多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。（「専門院」第8条第2項）〔L群〕

2-22：通信教育によって授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。（「専門院」第9条）〔L群〕

＜現状の説明＞

適正な受講者数について：本研究科は、宇部・広島・福岡の3教室で運営しており、1教室当たりの学生数は、収容定員（30人）以下であり、授業の方法、施設、設備等の教育上の諸条件を考慮して教育効果が十分に上げられる適切な人数となっている。また、特定課題研究については、1人の教員が指導する学生数に上限（4人）を設定し、教育水準を維持している。

入学時の教室別人数	宇部	広島	福岡	合計
2014（平成26）年度	5	19	17	41
2015（平成27）年度	6	23	19	48
2016（平成28）年度	6	14	19	39
2017（平成29）年度	7	12	15	34
2018（平成30）年度	11	22	16	49

適切な教育手法について：開講している多くの科目で、理論・知識伝授型授業の理解度をより深めるために、講義内容に関する討論やケース教材を活用した討論を実施している。

ケース教材の一例としては、英国インペリアルカレッジのケース集を本研究科専任教員が翻訳した「戦略的技術マネジメント—科学・技術とビジネスの架け橋」（George Tesar ほか著，上西研・久保元伸・福代和宏・松浦良行訳，日本評論社 2007（平成19）年刊）が挙げられる。このケース集は、「テクノロジー・マーケティング特論」等の講義で使用している。

講義に関連したスキル習得のために、各種ソフトウェアを使用した演習などを実施している。例えば、「会計・エコノミクス特論」では、表計算ソフトを用いた演習により、受講生が財務諸表の数値の関係を理解し、収益性・成長性・安全性などの財務分析手法を学ぶようにしている。また、「創造的問題解決特論」では、TRIZ（創造的問題解決理論）に関する理解を深めるため、先進国の特許データベースとTRIZとのリンクにより戦略的な知的財産創造をガイドするソフトウェアを用いて、受講生自らが実践的な問題解決を図る演習を実施している。「テクノロジー・マーケティング特論」では、知識や技法について学ぶだけではなく、マーケティングや新商品開発に関する理解を深めるため、受講生にオリジナルのアイディアに基づく商品企画書の作成を演習として課している。

上述した講義のほか、「特定課題研究」では、「特定課題研究」着手前の学生を対象とするガイダンスによってテーマ選定、調査手法、論文執筆方法、適切な引用方法等の研究の進め方に関する指導を行っている。

「特定課題研究」において学生は、研究テーマに応じて1人の主指導教員（専任教員）からの指導を受ける。指導内容の適切さを保つため、主指導教員は、他の専任教員の中から1人以上の副指導教員を選定し、副指導教員と共に学生の指導に当たる。指導形式は、基本的に個別指導であり、学生と主・副指導教員とでスケジュールを決めて研究を進めていく。

「特定課題研究」を通して、学生は、有用性、実現可能性、または学術的価値を備えた研究成果を生み出し、さらに所属先の企業・組織における実務に研究成果を反映させている。

特定課題研究のテーマの選定に関しては、「MOT教育コアカリキュラム」の「創造領域の満たすべき要件」を満たすよう指導を行っている。同要件は以下の通りである。

成果内容の充足すべき要件は以下の通りである。

- 教育の成果が認められる、つまり専門職大学院において習得した知識やスキルが活用されていること。
- 適切、妥当な論理の展開であること。すなわち検討、考察の対象となるデータは妥当な方法で収集されたもので信頼性が確保されていること。分析の手法は適切なものが選択されて妥当な適用がなされていること。主張や提言には創意工夫がみられ、既に知られていることを単に繰り返し述べているだけではないこと。

次のうちの少なくとも二つを具備していること。

- 有用性： 単なる個人の感想や調査結果の羅列ではなく、社会、産業、企業、組織などへの貢献が見込まれること。
- 実現可能性： 主張や提言は実現可能性を示す内容になっていること。
- 学術的価値： 客観性、厳密性、普遍性、新規性、独創性などの点で学術的な価値を有した内容であること。

（「MOT 教育コアカリキュラム」 p.20 より抜粋）

グローバルな視野について： 科学技術分野では、国境を超えて共通する問題が多いため、本研究科の応用科目では、国内のみならず海外の事例も多く取り上げられている。例えば、「グリーン MOT 特論」では、海外先進国における再生可能エネルギー技術普及の実例を日本の実例と比較しながら紹介している。

また、国際性・多様性に焦点を当てた科目としては、「国際知財法務特論」が挙げられる。この授業の中で受講生は、特許法を中心に各国知財制度の比較を行い、国際的な知財の権利化戦略を検討している。

「特別プログラム」もまた国際的な視野を涵養するための教育である。この科目では、2013（平成 25）年度以降毎年 11 月～12 月に、広島教室及び福岡教室の学生を対象に、マレーシア及びインドネシアでの海外短期研修を実施することにより、新興国市場の実態を体感させている。

グローバルな視野をもった人材養成ということで新たに取り組んでいるのが、宇部教室における全科目英語による教育である。これまで主として日本人の社会人学生を対象として行ってきた教育内容を全て英語によって教育するものであり、2013（平成 25）年 10 月から開講している。

遠隔授業について： 本研究科では、基本的には全科目対面式での講義を実施し、遠隔授業は補助的な手段としてのみ使用している。本研究科に独自に設置している遠隔講義システムは、宇部・広島・福岡教室を専用回線によって結んだ映像・音声双方向システムである。遠隔講義システムを利用するのは、複数の教室の学生間で議論を行うことによって講義内容の理解を深める必要がある場合や、一部の受講生が都合により講義が行われている教室とは別の教室での受講を希望するような場合である。

山口大学全体で導入している修学支援システム「eYUSDL」は遠隔講義のみを対象とするものではないが、教室から離れた環境でも学生が修学できる教育支援システムである。同システムを利用することにより、遠隔講義を行う場合であっても、シラバス・講義資料の閲覧、レポートの提出等が可能となっている。

通信教育： 本研究科では、通信教育は行っていない。

授業方法における特色ある取組について： 本研究科で開講しているほとんどの授業科目は、ケース教材、討論、グループ学習、演習等を取り入れて実業界で実践的に応用できる授業形式にしている。

「知財戦略特論」や「ものづくり MOT 特論」では、外部の専門家を招聘して講義を実施している。外部専門家は、企業で活躍する専門家であり、地域中小企業の人材育成の観点から見ると、外部専門家と本研究科の社会人学生が接することによって、業界の枠を超えた人的ネットワーク構築に貢献していると考えている。

本研究科では、上述の修学支援システム「eYUSDL」を積極的に活用しており、インターネットを利用して講義資料配布、レポート提出、教員と学生との連絡などを行っている。

また、上述した「特定課題研究」も授業方法における特色ある取組として挙げることができる。「〈技術経営〉者を養成する」という本研究科の固有の目的に即して、特定課題研究では、有用性、実現可能性、学術的価値のうちいずれか二つを満たす研究内容となるように学生に対して指導・助言を行っている。

<根拠資料>

(視点 2-18)

- ・添付資料 2-19：山口大学大学院技術経営研究科における特定課題研究に関する取扱内規（第3条）
- ・添付資料 2-20：2018（平成 30）年度特定課題研究一覧表（視点 2-19）
- ・添付資料 1-5：山口大学大学院技術経営研究科パンフレット（7～14 頁）
- ・添付資料 2-21：戦略的技術マネジメント—科学・技術とビジネスの架け橋（表紙）
- ・添付資料 2-22：特定課題研究ガイダンス資料（視点 2-20）
- ・添付資料 2-30：YUMOT 短期海外研修プログラム奨学金に関する要項（視点 2-21, 2-23）
- ・添付資料 2-23：遠隔講義システムに関する構成図
- ・資料：山口大学修学支援システム

<https://www.kyoumu.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/portal/login.aspx>

項目 8：授業計画、シラバス

各経営系専門職大学院は、学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等を設定することが必要である。また、シラバスには、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等を明示し、授業はシラバスに従って適切に実施することが求められる。さらに、シラバスの内容を変更する場合には、その旨を適切な方法で学生に対して明示する必要がある。

<評価の視点>

2-24：授業時間帯や時間割等を学生の履修に配慮して設定していること。〔F群〕

2-25：毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等をシラバスに明示しているこ

と。(「専門院」第10条第1項)〔F群、L群〕

2-26：授業をシラバスに従って適切に実施していること。また、シラバスの内容を変更した場合には、その旨を適切な方法で学生に対して明示していること。〔F群〕

<現状の説明>

学生の履修への配慮について： まず広島教室及び福岡教室について述べる。

本研究科では、平日勤務している社会人学生に配慮し、広島教室及び福岡教室の前期・後期の授業は、土曜日のみに行うこととしている。そして、後期の前に3週間の「夏季」集中講義期間を設定し、この期間のみ毎週土曜・日曜に集中講義を行う時間割を設定している。

学生は、1年次の前期に基盤科目6科目を履修する。1年次後期及び2年次後期には、展開科目を履修する。

前期・後期の授業は、1日の前半・後半でそれぞれの科目を3コマ(90分×3回)ずつ受講する。各科目は、3週間で一巡する5回のサイクルで開講する。授業時間は、1コマが90分、1時限目の開始は8時50分、6時限目は19時15分に終了する。各時限との間に10分間の休憩時間を設け、昼休みは50分間としている。

夏季の授業としては、応用科目を配置し、1日に1科目を5コマ(90分×5回)で、土曜日又は日曜日に3週連続して講義を実施する。

このような開講スタイルにより、講義の内容に応じて15週間をかけて取り組む科目と、短期間に集中して知識・スキルを習得する科目と、それぞれに適した方法で知識の伝授と思考力の蓄積を図っている。

広島教室及び福岡教室における社会人学生の、修了までの履修例を下図に示す。

修了までの履修例

	前期(4~7月土曜日)		夏季(8~9月)		後期(10~2月土曜日)				
	時限	科目		時限	科目	時限	科目		
一年次	一巡目	1~3	会計・エコノミクス特論	一 ~ 三週	土曜	知財MOT特論	一巡目	1~3	技術戦略特論
		4~6	ビジネス法務		日曜	グリーンMOT特論		4~6	ビジネスファイナンス特論
	二巡目	1~3	テクノロジー・マーケティング特論		二巡目	1~3	知財戦略特論		
		4~6	企業戦略特論			4~6	戦略思考特論		
	三巡目	1~3	イノベーション・マネジメント		三巡目	1~3	マーケティングリサーチ特論		
		4~6	オペレーションズ・マネジメント特論			4~6	経営組織特論		

二年次	前期（4～7月土曜日）			夏季（8～9月）			後期（10～2月土曜日）		
		時限	科目		時限	科目		時限	科目
	一巡目	1～3		一 ～ 三 週	土曜		一巡目	1～3	
		4～6			日曜	ものづくりMOT 特論		4～6	
	二巡目	1～3		特定課題研究集中期			二巡目	1～3	国際知財法務特論
		4～6						4～6	
	三巡目	1～3					三巡目	1～3	ベンチャービジネス 特論
		4～6						4～6	

次に宇部教室について述べる。宇部教室の学生は、基本的に社会人学生ではないため、平日水曜日～金曜日の8時40分～11時50分に講義を受ける。宇部教室は、国際化に対応するため秋入学としており、またセメスター（二学期）制ではなく、クォーター制で講義スケジュールを組んでいる。一例として2017（平成29）年秋及び2018（平成30）年春の講義スケジュールを以下に示す。ここに示した科目のほか、2～3月に集中講義期間を設け、応用科目の講義を実施する。

2017（平成29）年秋・基盤科目の開講スケジュール

	水	木	金
第1クォーター 8：40～11：50	イノベーション・マネジメント	企業戦略特論	会計・エコノミクス特論
第2クォーター 8：40～11：50	オペレーションズ・マネジメント特論	ビジネス法務	テクノロジー・マーケティング特論

2018（平成30）年春・展開科目の開講スケジュール

	水	木	金
第3クォーター 8：40～11：50	マーケティングリサーチ特論	経営組織特論	戦略思考特論
第4クォーター 8：40～11：50	技術戦略特論	ビジネスファイナンス 特論	知財戦略特論

シラバスの明示について：各教員は、担当する科目について、教育課程の趣旨に沿って全学統一の様式に基づくシラバスを作成しており、ホームページを通じて学内外に公表している。

シラバスの作成手法に関しては、大学教育センターが「山口大学FDハンドブック」第1部「シラバスの作成」を発行している。また、本研究科では、平成29年度文部科学省「高度専門職業人養成機能強化促進委託事業・経営系専門職大学院（MOT分野）におけるコアカリキュラムの実証・

改善に関する調査研究」の取組の中で、「MOT 教育コアカリキュラム活用ガイドライン」（和文版及び英文版）を作成・発行している。同ガイドラインではディプロマ・ポリシーからシラバス作成に至る手順を示している。各教員は、「山口大学 FD ハンドブック」ならびに「MOT 教育コアカリキュラム活用ガイドライン」に沿ってシラバスを作成している。

シラバスの記載項目は、授業科目の概要、一般目標、授業の到達目標（知識・理解の観点、思考・判断の観点、関心・意欲の観点、態度の観点、技能・表現の観点）、15回の授業計画（各回について授業項目・内容、授業外学習の指示、授業の記録）、成績評価方法（定期試験、小テスト・授業外レポート、宿題・授業外レポート、授業態度・授業への参加度、受講者の発表、演習などを授業の到達目標観点とマトリックスで評価）、関連する科目、使用する教科書・参考書、オフィス・アワー等である。

シラバスに沿った授業・シラバス変更時の周知について： 教員は、担当する科目について全学で指定された様式に基づくシラバスを作成して、シラバスに記載した授業計画に従った授業を行っている。全科目について学期末に学生授業評価アンケートを実施しており、各教員は、学生のニーズや授業評価に応じて授業内容の改善を図る場合には、年度末に翌年度のシラバスを作成する際に、改善事項を反映させ、また翌年度初めのオリエンテーション及び授業開始時に担当教員からシラバス内容について説明を行う際に、変更点とそのねらいについても学生への周知を行っている。

なお、シラバスの年度途中の変更は原則的に認めていない。年度途中で担当教員の交代があった場合においても当初のシラバス通りに教育を行う。

<根拠資料>

(視点 2-24)

- ・添付資料 1-4：山口大学大学院技術経営研究科要覧（8頁）
- ・添付資料 1-5：山口大学大学院技術経営研究科パンフレット（6頁）
- ・添付資料 2-2：2018（平成 30）年度時間割

(視点 2-25)

- ・添付資料 2-24：MOT 教育コアカリキュラム活用ガイドライン（22～23頁）
- ・資料：山口大学ホームページ（シラバス検索）

<https://www.kyomu.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/SearchMain.aspx>

- ・資料：山口大学 FD ハンドブック（第1部「シラバスの作成」）

http://www.epc.yamaguchi-u.ac.jp/FD_handbooks.html

(視点 2-26)

- ・添付資料 2-11：学生授業評価（講義）アンケート
- ・資料：山口大学ホームページ（シラバス検索）

<https://www.kyomu.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/SearchMain.aspx>

項目 9：成績評価

各経営系専門職大学院は、専門職学位課程の水準を維持するため、成績評価の基準・方法を適切に設定し、シラバス等を通じて学生にあらかじめ明示することが必要である。また、成績評価は、学生に対して明示した基準・方法に基づいて公正かつ厳格に実施することが求められる。さ

らに、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入することが必要である。

<評価の視点>

2-27：成績評価の基準・方法を適切に設定し、学生に対して明示していること。（「専門院」第10条第2項）〔F群、L群〕

2-28：学生に対して明示した基準・方法に基づいて、成績評価を公正かつ厳格に行っていること。（「専門院」第10条第2項）〔F群、L群〕

2-29：成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応するなど、適切な仕組みを導入していること。〔F群〕

<現状の説明>

成績評価の基準・方法について：成績評価については、大学院学則第15条の2及び大学院技術経営研究科規則第13条に規定している。具体的な成績評価は、シラバスに記載した評価基準に従って行っている。すなわち、成績評価方法（定期試験、小テスト・授業外レポート、宿題・授業外レポート、授業態度、授業への参加度、プレゼンテーション、演習、出席など）と授業の到達目標（知識・理解、思考・判断、関心・意欲、態度、技能・表現）をマトリックスにして評価する仕組みになっている。この成績評価方法は、シラバスに記載し、ホームページ上のシラバス検索の詳細情報としても公表している。なお、各教員は、各授業の第1回目に成績評価の基準・方法を含め、シラバスに記載した内容を学生へ説明し、当該授業の概要を周知することを徹底している。

成績評価は、相対評価ではなく、絶対評価としている。GPA制度は、導入していない。

単位認定の基準及び方法は、大学院学則第15条及び大学院技術経営研究科規則第14条に規定している。次表に示すように100点法で60点以上を合格とし、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表す旨、大学院技術経営研究科要覧に記載し、公表している。

評語、評点及び合否の判定

評語	評点	合否種別
秀	100点～90点	合格
優	89点～80点	
良	79点～70点	
可	69点～60点	
不可	59点以下	不合格

成績評価の公正さ・厳格さについて：担当教員は、シラバスに記載した成績評価方法（試験、レポートなどを到達目標の観点から評価）に従って適正に評価している。教務委員会が作成した全科目の成績評価一覧表を基に教員会議で公平性について審議している。

また、「特定課題研究」は、大学院学則第23条及び本研究科の特定課題研究に関する取扱内規に従って判定している。全教員が出席して実施する3回の公開報告会、要旨及び主指導・副指導教員の研究課題審査に基づき成績評価判定会議で合否を決定することで、評価の公平性及び厳格性を担保している。なお、単位の認定は、大学院技術経営研究科規則第14条に従って行っている。

学生からの成績評価に関する問合せ等への対応について：成績評価に関する学生からの問合

せへの対応は、「山口大学大学院技術経営研究科における成績評価異議申立てに関する要項」に基づき、次のように行っている。学生は異議申立書を作成し、成績開示日から原則として3日以内に研究科長宛てに申し出るものとしており、申出を受けた研究科長は副研究科長及び教務委員長等と対応方針を協議した後、担当教員と対応について協議することとしている。また、決定した対応については原則として7日以内に当該学生に対し通知を行うこととしている。

なお、研究科長等対応協議を行う教員が当該授業担当教員の場合は対応方針の協議には加わらないとともに研究科長等は必要に応じて当該学生からの意見を聞くことができることとしている。

<根拠資料>

(視点 2-27)

- ・添付資料 1-1：山口大学大学院技術経営研究科規則（第 13 条，第 14 条）
- ・添付資料 1-4：山口大学大学院技術経営研究科要覧（8 頁）
- ・添付資料 2-3：山口大学大学院学則（第 15 条，第 15 条の 2）
- ・資料：山口大学ホームページ（シラバス検索）
<https://www.kyomu.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/SearchMain.aspx>
- ・資料：山口大学大学院技術経営研究科ホームページ
<http://mot.yamaguchi-u.ac.jp/>
- ・資料：山口大学修学支援システム
<https://www.kyomu.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/portal/login.aspx>

(視点 2-28)

- ・添付資料 1-1：山口大学大学院技術経営研究科規則（第 14 条）
- ・添付資料 2-3：山口大学大学院学則（第 23 条）
- ・添付資料 2-7：成績評価一覧表
- ・添付資料 2-8：成績証明書
- ・添付資料 2-19：山口大学大学院技術経営研究科における特定課題研究に関する取扱内規
- ・添付資料 2-25：成績保管表

(視点 2-29)

- ・添付資料 2-9：山口大学大学院技術経営研究科における成績評価異議申立てに関する要項

項目 10：改善のための組織的な研修等

各経営系専門職大学院は、授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るため、組織的な研修・研究を実施することが必要である。特に、経営系専門職大学院の教育水準の維持・向上、教員の教育上の指導能力の向上を図るために、研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めることが重要である。

授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るためには、学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表することが必要である。さらに、その結果を教育の改善につなげる仕組みを整備し、こうした仕組みが大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していることが必要である。また、教育の改善を図るにおいては、外部からの意見も勘案することが必要である。そのうえで、教育課程及び内容、方法の改善について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 2-30：授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るために、組織的な研修・研究を実施していること。（「専門院」第11条）〔F群、L群〕
- 2-31：教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めていること。〔F群〕
- 2-32：学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表していること。また、授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みを整備していること。さらに、こうした仕組みが、当該経営系専門職大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していること。〔F群〕
- 2-33：教育課程及びその内容、方法の改善を図るに際しては、教育課程連携協議会の意見を勘案していること。（「専門院」第6条第3項）〔L群〕
- 2-34：固有の目的に即して、どのような特色ある取り組みを教育課程及びその内容、方法の改善において行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

組織的な研修・研究について： 本学においては、大学教育機構開催のFD(Faculty Development)研修会が定期的実施され、本研究科教員は、これに参加することにより、授業の内容や教育方法の改善等を図っている。

教員の能力向上について： 上述したように、大学全体でFD研修会が定期的実施されているため、本研究科では、専任教員に対し、FD研修への参加を義務付けている。

研究者教員の実務上の知見を充実するため、研究科長に対して地域の経済団体や業界別団体等から活動への協力要請があった場合には、関連する研究分野の教員をそれらの団体に積極的に派遣している。

教育経験を持たない実務家教員の講義実施のスキル向上に関しては、他の教員による過去の講義記録のビデオ(学内限定公開)を閲覧し、講義手法の実例を学ぶという手法で対応している。

このほか、教育の国際化に対応するため、英語で教育する能力の向上を図っている。語学力向上のため、専任教員全員に英語教育教材を配布し、学習を課している。また、一部の教員をJICAや外務省の委託業務の枠組みで海外大学に短期・長期派遣し、海外における教育の経験を積ませている。

教員の海外派遣は、現在のところ二通り実施しており、一つは、JICA「ラオス日本センター・ビジネス人材育成プロジェクト(フェーズ2及びフェーズ3)」として実施している、ラオス国立大学MBAコース(JICAラオス日本センターとラオス国立大学経済経営学部とが共同で設立)への教員派遣である。同プロジェクトに対し本研究科からは、2008(平成20)年以来毎年度、専任教員2名と特命教員1名を派遣しており、これらの教員で分担して「技術経営」及び「会計・財務」の教育をそれぞれ2週間(2単位分)ずつ集中して実施している。この活動の中で、派遣された教員は、英語で講義を行う能力を向上させ、異文化理解を深めている。

もう一つは、日本政府の支援でマレーシア工科大学に設置された「マレーシア日本国際工科院(MJIIT)」への教員派遣である。2012(平成24)年度から2015(平成27)年度にかけて、在籍出向の形で専任教員1名を派遣した。派遣された教員は、教育経験を積むだけでなく、海外で教育組織を運営する能力を向上させている。

学生による授業評価について： 大学教育機構が教学委員会の審議に基づき全学的なシステム

として学生授業評価及び自己点検評価を行っており、教員は、その結果をウェブ上で閲覧できる。教員は、担当科目について学生授業評価アンケート（最低 13 項目，最大 30 項目）を実施し、この結果をもとに教員は、担当科目の自己点検評価（9 項目）を行って次年度以降の教育方法や授業内容の改善を図っている。学生授業評価アンケートの主要な質問項目は、次のとおりである。

学生授業評価アンケートの主要質問項目

- 1) 教員の話し方は聞き取りやすかったと思いますか？
- 2) 理論や考え方，専門用語などがわかりやすく説明されましたか？
- 3) テキストや板書，プリントなどの教材が適切に使われましたか？
- 4) 必要に応じて OHP やビデオ，コンピュータなどの視聴覚メディアが効果的に使われましたか？
- 5) 学生の疑問・質問などに答える機会が十分に与えられていましたか？
- 6) 教員の身振りや手振り，目を見て話すなどの態度は適切でしたか？
- 7) 授業の内容はよく理解できましたか？
- 8) あなたは，この授業のために授業時間以外にどのくらいの学習（予習・復習・宿題や関連した学習）を行いましたか？授業 1 コマ当たりの平均で教えてください。

これらのアンケートに基づき，例えば，視聴覚メディアの更新（プロジェクターの更新や大型ディスプレイの導入），学生の疑問・質問に答える機会の確保（オフィス・アワーの設定やレポート課題への教員からのレスポンスの促進）などの改善が実施されている。

なお，自己点検評価の一部は，大学教育機構が学内限定で公表している。

教育課程及びその内容、方法の改善について：本研究科では，学内外の委員 5 名からなる教育課程連携協議会を設置している。

なお，第 1 回の教育課程連携協議会は，平成 31 年 4 月に開催を予定しており，その意見に基づき，カリキュラムの改定を実施したいと考えている。

教育方法の改善における特色ある取組について： 上述した内容と重なるが，全学的 FD 研修への参加による教育手法の向上や海外大学での教育経験の実績を本研究科における特色ある取組として挙げるができる。

<根拠資料>

(視点 2-30, 2-31, 2-34)

- ・添付資料 2-12：教育改善 FD 研修会の開催について
- ・添付資料 2-26：大学教育機構 FD 研修会資料
- ・資料：山口大学ホームページ（大学教育機構 FD 研修会）

http://www.epc.yamaguchi-u.ac.jp/FD_index.html

(視点 2-32)

- ・添付資料 2-10：山口大学教学委員会規則

- ・添付資料 2-11：学生授業評価（講義）アンケート
- ・資料：教育情報システム IYOCAN 2 学生授業評価・教員授業自己評価（学内限定）【実地調査時
閲覧】

<http://www.epc.yamaguchi-u.ac.jp/IYOCAN2.html>

（3）成果

項目 11：教育成果の評価の活用

各経営系専門職大学院は、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。

<評価の視点>

2-35：学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用していること。〔F群〕

<現状の説明>

教育効果の適切な評価について：教育効果の評価は、学位授与の状況という量的評価と学生（修了生及び在学生）からの評価という質的評価の両面から行っている。

学位授与の状況に関しては、基礎データ表 1 に示すように、2015（平成 27）～2017（平成 29）年度の間学位授与該当者は、57 人である。社会人学生に関しては、業務上の理由から休学し修了が遅れることや退学する事例はあるものの、講義内容についていけない等の理由から修了できない者はほとんどないため、教育は効果的に行われているものと考えられる。また、留学生については現在のところ、入学者は全て年限内に修了している。また、留学生の進路状況に関しては、帰国後に教育機関に就職、起業などの事例が報告されており、本研究科の教育の結果が得られていると考えられる。

本学では修了時に学生から評価を受けることとなっているが、その結果のうち、授業・研究支援に係る項目は下表に示す通りである。現時点では教育に対する満足度は高く、効果は十分に認められていると考えられる。修了生アンケートの結果は教員間で共有しており、満足度の大幅な減少などが見られた場合には、教育内容・方法の見直し等を行うこととしている。

（各項目 4 点満点）

年度	研究指導	通常の授業	研究室やゼミ等の教員を交えた人間関係	満足度得点	満足度(%)
2013（平成 25）年度	3.6	3.7	3.6	10.9	90.7
2014（平成 26）年度	3.7	3.7	4.0	11.3	94.4
2015（平成 27）年度	3.7	3.8	3.5	11.0	91.3
2016（平成 28）年度	3.5	3.6	3.6	10.7	88.8
2017（平成 29）年度	4.0	3.8	3.9	11.7	97.5

<根拠資料>

（視点 2-35）

- ・基礎データ I 教育の内容・方法等 1 学位授与状況（表 1）

【2 教育の内容・方法・成果の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

従来、本研究科では社会人学生が大半を占めていたため、「項目 11：教育成果の評価の活用」で取り上げられていた進路状況に関しては重視する必要がなかった。しかし、留学生に関しては、修了後、国内外で就職・起業することになるため、進路状況の把握が重要である。現在のところ、留学生を指導した教員を通じて、就職、起業などの事例が報告されているが、宇部教室の留学生数が順調に増加するに従い、留学生の進路状況を継続的・組織的に把握する必要性が高まっている。また、その進路状況を教育内容・方法の改善に活用し、さらに留学生確保のための広報活動にも利用する必要性がある。

(2) 改善のためのプラン

留学生に関しては、修了直後に就職する者もいれば、帰国して時間をかけて就職・起業する者もいるため、一定の時間をかけて進路状況の把握を行う必要がある。そこで、指導教員を通じて定期的に修了した留学生に連絡を取り、その動向を教務委員会及び国際連携委員会で長期的に把握する仕組みを作ることとする。

3 教員・教員組織

項目 12：専任教員数、構成等

各経営系専門職大学院は、基本的な使命 (mission)、固有の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制しなければならない。そのためには、専任教員数、専任教員としての能力等についての関連法令を遵守しなければならない。また、理論と実務の架橋教育である点に留意して、適切に教員を配置することが必要であり、教員構成にも配慮する必要がある。

<評価の視点>

- 3-1：専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。（「告示第 53 号」第 1 条第 1 項）〔F 群、L 群〕
- 3-2：法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。（「告示第 53 号」第 1 条第 6 項）〔L 群〕
- 3-3：専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。
- 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 - 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- （「専門院」第 5 条）〔F 群、L 群〕
- 3-4：専任教員に占める実務家教員の割合は、経営系各分野で必要とされる専任教員数のおおむね 3 割以上であること。（「告示第 53 号」第 2 条第 1 項、第 2 項）〔L 群〕
- 3-5：専任教員のうち実務家教員は、5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。（「告示第 53 号」第 2 条第 1 項）〔L 群〕
- 3-6：実務家教員中に「みなし専任教員」を置く場合は、その数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであること。また、教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っていること。（「告示第 53 号」第 2 条第 2 項）〔L 群〕
- 3-7：専任教員中に学部又は研究科（博士、修士若しくは他の専門職学位の課程）と兼担する教員を置く場合は、その数及び期間が法令上の規定に則したものであること。（「専門院」第 5 条第 2 項、「告示第 53 号」第 1 条第 2 項）〔L 群〕
- 3-8：専任教員の編制は、経営系専門職大学院の教育が理論と実務の架橋教育にある点に留意しながら、経営系専門職大学院の果たすべき基本的な使命の実現に適したものであること。〔F 群〕
- 3-9：経営系各分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、基礎知識を展開・発展させる科目について専任教員を中心に適切に配置していること。〔F 群〕
- 3-10：経営系各分野において理論性を重視する科目、実践性を重視する科目にそれぞれ適切な教員を配置していること。〔F 群〕
- 3-11：教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。〔F 群〕
- 3-12：教育上主要と認められる授業科目を兼担・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、適切な基準・手続によって行われていること。〔F 群〕
- 3-13：専任教員構成では、年齢のバランスに配慮していること。（「大学院」第 8 条第 5 項）〔L 群〕
- 3-14：教員は、職業経歴、国際経験、性別等のバランスを考慮して適切に構成されていること。〔F 群〕
- 3-15：固有の目的に即して、教員組織の編制にどのような特色があるか。〔A 群〕

<現状の説明>

専任教員数について： 大学設置審査を経て、設置基準上必要な専任教員数については、11 人

とされている。2018（平成 30）年 5 月 1 日現在の本研究科の専任教員数は 13 人であり，法令上の基準を遵守している。

教授の割合について： 2018（平成 30）年 5 月 1 日現在の本研究科の専任教員数は，教授 9 人，准教授 4 人の合計 13 人である。文部科学省告示第 53 号第 1 条第 3 項の規程による本研究科の必要専任教授数は 6 人であり，2018（平成 30）年度の本研究科の専任教授数は，法令上の基準を遵守している。

専任教員の教育指導能力について： 本研究科の専任教員は以下のいずれかに該当する。なお，個人別の詳細は，「基礎データ II 教員組織 3 専任教員の教育・研究業績（表 4）」に記載している。

1. 教育上または研究上の業績を有する者

- ・以下の教員は，大学及びそれに準じる研究機関等で研究に従事し，それぞれの専攻分野で顕著な研究業績を有し，その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている。

教授：上西 研（博士（工学）），福代 和宏（博士（工学）），稲葉 和也（博士（学術）），
松浦 良行（商学修士），大島 直樹（博士（工学））

准教授：グエン・フー・フック（博士（経済学））

3. 特に優れた知識及び経験を有する者

- ・以下の教員は，大手製造企業の研究開発部門・事業部門の責任者や企画，生産部門の専門家として高度な知識・技術を有し，その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている。

教授：岡本 和也（工学博士），石野 洋子（博士（工学）），春山 繁之（博士（工学））

- ・以下の教員は，大手建設企業の海外現地法人役員及び日本の外資系企業の役員を経験しており，企業経営の知識や経験を有し，その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている。

教授：泉 秀明（博士（経営学））

- ・以下の教員は，企業調査，マーケティングに関わる実務経験や ICT 関連企業を自ら経営した実務経験を有し，その担当する専門分野に関して高度の指導能力を備えている。

准教授：高橋 雅和（博士（システムズ・マネジメント））

- ・以下の教員は，弁理士として，又は特許審査官として勤務し，知的財産権に関わる高度な知識と経験を有し，その担当する専門分野に関して高度の指導能力を備えている。

教授：竹内 誠也

准教授：山本 晋也

実務家教員の割合について： 2018（平成 30）年度の本研究科の専任教員 13 人のうち，7 人は実務家教員である。文部科学省告示第 53 号第 2 条の基準「専任教員の数のおおむね三割以上は

実務の能力を有する者」の定めによる実務家教員数は3人であり、2018（平成30）年度の本研究科の専任実務家教員数は、法令で定める割合を確保している。

実務家教員について：本研究科の実務家教員の実務経験及び経歴は、次のとおりで、いずれも5年以上の実務経験と専攻分野に関する高度の実務能力を有している。

岡本教授：Nikon Research America 副社長を経て、株式会社ニコン開発部門ゼネラルマネジャー。2005年大阪大学特任教授、文部科学省科学技術・学術審議会専門委員、2018年より日本学術振興会研究開発専門委員会委員長を務める。経営及び研究開発に関する知識・経験を有す。

泉 教授：清水建設にて18年にわたる海外勤務の後、Stanley Works Japan 役員、Nippon Otis Elevator Company 役員、関西学院大学経営戦略研究科特任教授を務める。経営戦略及びイノベーション・マネジメントに関する知識・経験を有す。

石野教授：ライオン（株）及び日本コカ・コーラ（株）に約10年間勤務。研究開発、マーケティング、商品企画を担当、日本コカ・コーラ（株）ではマーケティングリサーチ課長。2017年よりアヲハタ（株）の社外取締役を務める。マーケティング、データ解析、商品企画、企業経営に関する知識・経験を有す。

春山教授：日立金属（株）と福岡県工業技術センター機械電子研究所に約15年間勤務。日立金属（株）では、企画職として研究開発、製造技術、生産管理、リスク管理等を担当。また、福岡県工業機械技術センターでは、機械技術課強度解析チーム長。生産管理、リスク管理等の経験を有す。

竹内教授：三菱電機法務知財本部、日本 IBM IP Law Department 次長弁理士等の実務経験を有する。経済産業省標準必須特許研究会委員、日本知財協三極制度検討委員会委員、英国オックスフォード大学知的財産研究所（OIPRC）ISSメンバー等を歴任。知的財産権に関する知識・経験を有す。

高橋准教授：（株）日経リサーチ等で約18年間の実務経験を有す。日経リサーチにおいて企業調査・マーケティング等の業務に従事。筑波大発ベンチャー企業の有限会社 GSSM 筑波においては、計算機科学の知識を用いたソフト開発企業を創業する。同社代表取締役として企業経営を行う。マーケティング、経営組織、情報システム開発、企業経営に関する知識・経験を有す。

山本准教授：特許審査官として樹脂成形、積層体、高分子組成物、バイオテクノロジー、食品等の特許の審査、特許審判官としてバイオテクノロジーに関する特許の審判を担当。また、知財人材の育成、地域における知財の活用等に関する施策に従事したほか、経済産業省に出向し TLO・産学連携に関する施策に従事。知的財産権に関する知識・経験を有す。

「みなし専任教員」の配置について：本研究科においてはみなし専任教員を配置していない。

学部又は研究科と兼担する教員の配置について：本研究科で教育上主要と認められる授業科目を担当している兼担・兼任教員はいない。

専任教員の編制について：「経営系専門職大学院の教育が理論と実務の架橋教育にある」ことを踏まえ、本研究科では、理論的研究を主務とする教員数と実務家教員数のバランスをとることとしている。すなわち、文部科学省告示第53号第2条の基準「専任教員の数のおおむね三割以上は実務の能力を有する者」の定めによる実務家教員数3人よりも多くの実務家教員を採用することとしている。2018（平成30）年度の本研究科の専任教員は、6人の研究者と7人の実務家とで構成され、それぞれ、理論面又は実務面に主眼をおいた教育を実施している。学生は実務と理論の両面からの教育を受けることにより、優れたマネジャー、ビジネスパーソンとしての専門的知識・スキル・思考方法を学び取っている。これは、経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命に沿うものである。

分野の特性に応じた専任教員の配置について：本研究科では、基本的な科目を基盤科目と呼んでいる。基盤科目群としては、技術経営全般に関わる戦略的なスキルや技術経営の各領域における専門的知識を習得する上で基礎となる、「イノベーション・マネジメント」、「オペレーションズ・マネジメント特論」、「ビジネス法務」、「会計・エコノミクス特論」、「テクノロジー・マーケティング特論」、「企業戦略特論」の6科目を配置している。これら全てを専門に応じた専任教員が担当している。

また、本研究科では、実務の基礎・技能を学ぶ科目を展開科目と呼んでいる。展開科目群のうち、戦略立案に関しては「技術戦略特論」、「オープンイノベーション戦略特論」、施策展開に関しては「R&D マネジメント特論」、「マーケティングリサーチ特論」、ビジネスプランニングに関しては「ベンチャービジネス特論」、「ビジネスファイナンス特論」、課題解決法に関しては「戦略思考特論」、「創造的問題解決特論」、グループマネジメントに関しては「経営組織特論」、「リーダーシップ論」、知的財産に関しては「知財戦略特論」、「国際知財法務特論」を配置している。「ベンチャービジネス特論」を除く科目全てを専門に応じた専任教員が担当している。「ベンチャービジネス特論」に関してはベンチャーファンドマネジャーの経験を有する非常勤講師が担当している。

さらに、本研究科では、基礎知識を展開・発展させる科目を応用科目と呼んでいる。応用科目群としては、「知財MOT特論」、「グリーンMOT特論」、「ライフサイエンスMOT特論」、「ものづくりMOT特論」の4科目を配置している。これらのうち、「ものづくりMOT特論」に関しては、科目に関する専門家を非常勤講師として招聘しているが、主担当は本研究科の専任教員が務めている。また、残りの科目に関しては専任教員が担当している。

理論性・実践性を重視する科目への教員配置について：本研究科で理論性を重視する科目は次のとおりである。

基盤科目： 「イノベーション・マネジメント」、「テクノロジー・マーケティング特論」、
「企業戦略特論」

展開科目： 「オープンイノベーション戦略特論」、「戦略思考特論」、「創造的問題解決特論」

これらのうち、「イノベーション・マネジメント」に関しては、実務家教員が実務経験を踏まえた上での理論的な教育を実施している。残りの科目については、研究者である専任教員がそれぞれの専門性に応じて担当している。

また、本研究科で実践性を重視する科目は、次のとおりである。

- 基盤科目： 「オペレーションズ・マネジメント特論」、 「ビジネス法務」、
「会計・エコノミクス特論」
- 展開科目： 「技術戦略特論」、 「R&D マネジメント特論」、 「マーケティングリサーチ特論」、
「ベンチャービジネス特論」、 「ビジネスファイナンス特論」、 「経営組織特論」、
「リーダーシップ論」、 「知財戦略特論」、 「国際知財法務特論」
- 応用科目： 「知財 MOT 特論」、 「グリーン MOT 特論」、 「ライフサイエンス MOT 特論」、
「ものづくり MOT 特論」

これらのうち、「リーダーシップ論」、 「グリーン MOT 特論」に関しては、実務家教員ではないが企業勤務経験を持つ研究者である専任教員が担当している。残りの科目については、実務家教員がそれぞれの専門性に応じて実践的な教育を行っている。

主要科目への専任の教授又は准教授の配置について： 上述したように、本研究科では、技術経営全般に関わる戦略的なスキルや専門的知識を習得する上で基礎となる科目として「イノベーション・マネジメント」、 「オペレーションズ・マネジメント特論」、 「ビジネス法務」、 「会計・エコノミクス特論」、 「テクノロジー・マーケティング特論」、 「企業戦略特論」の基盤科目群6科目を配置している、この6科目が教育上主要な科目であり、それぞれに専任の教授又は准教授を配置している。

兼担・兼任教員の配置について： 本研究科で教育上主要と認められる授業科目を兼担・兼任教員が担当している事例は存在しない。当該科目に兼担・兼任教員を配置する必要がある場合には、教務委員会で教員の選考を行い、教員候補者本人作成の本学指定の任用調書を基に教授会で審議し、決定することとしている。

年齢のバランスについて： 教員の年齢構成は、60代が2人、50代が7人、40代が4人である。50代の教員が最も多い。技術経営という学際的かつ実理融合的な分野において「教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化」（大学院設置基準第8条第5項）を図るためには、実務家又は教育研究者として20年程度の経験年数を有する教員が多くなることは妥当であると考えられる。

職業経歴、国際経験、性別等のバランスについて： 本研究科の専任教員のうち、実務家教員は7人であるが、これに加えて企業経験をもつ研究者である専任教員が2人いる。これらの専任教員の職業経歴は、研究開発、商品企画、マーケティングリサーチ、営業、会計・財務、知的財産管理など、技術経営教育に必要な範囲を偏りなくカバーしている。

実務家教員には、海外勤務又は同等の経験を有する者が3人おり、研究者である専任教員にも海外大学での教育経験を有する者が2名いる。加えて、研究者である専任教員には、外国人教員が1人いる。

以上のように、職業経歴及び国際経験に関しては、バランスのとれた構成となっている。

性別に関しては、男性教員が12人、女性教員が1人（全体の8%）となっている。本学の中期

計画において女性研究者の割合を17%以上、また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」において女性教員の割合を全体の18%にするという目標に照らすと、本研究科の男女比に関しては一考の余地がある。

教員組織編制の特色について：本研究科では、「ミッション」の中で、技術と経営の二つの視点から取り組み、創造的な成果を生み出していく能力を持つリーダー、すなわち〈技術経営〉者を養成することを固有の目的として掲げている。この目的実現のためには、実務と理論、技術と経営のバランスがとれた教員組織の編制が必要である。

本研究科では、以下に示すように、ベンチャービジネス特論を除く全ての科目を専任教員が担当している。

福代和宏教授（専任教員）担当：テクノロジー・マーケティング特論，グリーン MOT 特論，
特定課題研究

泉 秀明教授（専任教員）担当：イノベーション・マネジメント，技術戦略特論，特定課題研究

岡本和也教授（専任教員）担当：R&D マネジメント特論，特定課題研究

上西 研教授（専任教員）担当：創造的問題解決特論，特定課題研究

稲葉和也教授（専任教員）担当：企業戦略特論，リーダーシップ論，特定課題研究

石野洋子教授（専任教員）担当：マーケティングリサーチ特論，ライフサイエンス MOT 特論，特定課題研究

松浦良行教授（専任教員）担当：会計・エコノミクス特論，オープンイノベーション戦略特論，ビジネスファイナンス特論，特定課題研究

春山繁之教授（専任教員）担当：オペレーションズ・マネジメント特論，ものづくり MOT 特論，特定課題研究

竹内誠也教授（専任教員）担当：知財戦略特論，国際知財法務特論，特定課題研究

大島直樹教授（専任教員）担当：創造的問題解決特論，特定課題研究

高橋雅和准教授（専任教員）担当：経営組織特論，特定課題研究

グエン・フー・フック准教授（専任教員）担当：戦略思考特論，会計・エコノミクス特論，
特定課題研究

山本晋也准教授（専任教員）担当：知財 MOT 特論，ビジネス法務，特定課題研究

また専任教員は実務家7人と研究者6人、技術系8人と経営系5人と、バランスがとれている。このように、固有の目的実現のためのバランスがとれた教員組織を編制していることが本研究科の特色である。

<根拠資料>

(視点 3-1, 3-2)

- ・基礎データ II 教員組織 1 教員組織 (表 2)

(視点 3-3, 3-4, 3-5, 3-8, 3-13~3-15)

- ・基礎データ II 教員組織 2 専任教員個別表 (表 3)
- ・基礎データ II 教員組織 3 専任教員の教育・研究業績 (表 4)
- ・添付資料 1-5：山口大学大学院技術経営研究科パンフレット (15 頁~16 頁)

- ・添付資料 3-4：国立大学法人山口大学中期計画（平成 28～33 年度）（9 頁～10 頁）
- ・添付資料 3-5：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」（平成 28 年 3 月 28 日）

（視点 3-9）

- ・基礎データ II 教員組織 2 専任教員個別表（表 3）
- ・基礎データ II 教員組織 3 専任教員の教育・研究業績（表 4）
- ・添付資料 1-3：山口大学大学院技術経営研究科学生募集要項（2019（平成 31）年度版）（10 頁～16 頁）
- ・添付資料 1-4：山口大学大学院技術経営研究科要覧（12 頁～17 頁）
- ・添付資料 1-5：山口大学大学院技術経営研究科パンフレット（15 頁～16 頁）

（視点 3-10, 3-11）

- ・基礎データ II 教員組織 2 専任教員個別表（表 3）
- ・基礎データ II 教員組織 3 専任教員の教育・研究業績（表 4）

（視点 3-12）

- ・添付資料 1-1：山口大学大学院技術経営研究科規則（第 17 条）
- ・添付資料 3-6：教員任用申請調書（書式）

項目 13：教員の募集・任免・昇格

各経営系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するために十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、教員組織編制のための基本的方針や透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めることが必要である。

<評価の視点>

3-16：教授、准教授、講師、助教や客員教員、任期付き教員等の教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていること。〔F 群〕

3-17：教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程を定め、運用しており、特に、教育上の指導能力の評価が行われていること。〔F 群〕

<現状の説明>

教員組織編制のための基本的方針について：本研究科では、理念等の実現並びに教育及び研究の質の向上を図ることを目的として、人事ポリシー（人事に関する基本指針）を定めている。この人事ポリシーでは、教員組織編制と教員選考について以下のように基本的方針を示している。

- 教員組織は、本研究科の理念、ミッション及びビジョンを実現させるための戦略に基づいて編制する
- 教員選考は、本研究科の理念、ミッション及びビジョンを実現させるための戦略に基づき、本研究科の中で果たすべき教育上、研究上及び組織運営上の役割を明確にし、本研究科の教員としての能力の指標及び基準を総合的に評価して行う

教員組織編制は、この人事ポリシーに基づいて行われている。例えば、「グローバルな視点で問題解決に取り組む<技術経営>者」（ミッションより）を養成するという本研究科固有の目的のため、本研究科では、海外勤務又は同等の経験を有する実務家教員 3 人、その他海外大学での教育経験を有する専任教員 2 人、さらに外国人の専任教員 1 人を揃え、教育のグローバル化に対応した戦

略的な組織作りをしている。

教員の募集・任免・昇格に関する基準・規程について： 教員の募集と昇格については、「国立大学法人山口大学大学教育職員選考基準」及び「山口大学大学院技術経営研究科人事ポリシー」に基づき、「山口大学大学院技術経営研究科大学教育職員選考規則」を制定している。本研究科では、この規則に定める手続に従って教員の募集と昇格を行うこととしている。以下、同規則に定める手続の概要を述べる。

教員の募集と昇格は、教授会で選出された教授で構成された選考委員会が取り扱うこととしている。教員の募集は、原則的に公募によって行い、選考委員会による書類選考と面接を経て採用候補者を選定し、教授会で採用を決定する。教員の昇格は、選考委員会による審査を経て本研究科の専任教員の中から昇任候補者を選定し、教授会で昇任を決定する。

教員の募集と昇任のいずれにおいても、「山口大学大学院技術経営研究科大学教育職員選考基準」に基づき、本研究科教員にふさわしい人格、識見、実務又は研究経験、教育能力、研究能力、組織運営能力及びその他必要な能力を総合的に評価して判断することとしている。

特に教育指導上の能力評価として、教員の募集の場合には、担当予定科目のシラバス作成及び模擬講義を応募者に課している。また、教員の昇任の場合には、「専攻分野について特に優れた知識及び経験を有し、かつ、講義、演習及び特定課題研究の指導を実施する能力を有すると認められる者」と選考基準の中で定め、本研究科での教育実績をもとに教育指導上の能力を評価している。

<根拠資料>

(視点 3-16)

- ・添付資料 1-2：山口大学大学院技術経営研究科 理念、ミッション、ビジョン、ポリシー (視点 3-17)
- ・添付資料 3-3：山口大学大学院技術経営研究科大学教育職員選考規則
- ・添付資料 3-7：国立大学法人山口大学大学教育職員選考基準
- ・添付資料 3-8：山口大学大学院技術経営研究科大学教育職員選考基準
- ・添付資料 3-9：面接通知

項目 14：教育研究活動等の評価

各経営系専門職大学院は、専任教員の教育活動、研究活動の有効性、組織内運営等への貢献及び社会への貢献等について検証し、専任教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要である。

<評価の視点>

- 3-18：専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等について、適切に評価する仕組みを整備していること。〔F群〕
- 3-19：専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等を推奨するために、どのような特色ある取り組みがあるか。〔A群〕

<現状の説明>

専任教員の活動の評価の仕組みについて： 本学においては、「大学教育職員人事評価」を実施している。この評価は、「大学教職員人事評価実施要領」に示しているように、「教員の活動状況を的確に把握し、これを評価することによって教員個々の資質の向上を図るとともに、ひいては

本学全体の教育・研究力の向上，地域への貢献の推進，運営等の改善・効率化を図ることを目的とする」ものである。

「大学教育職員人事評価」において，教員は，本学独自の人事評価システムである「教員評価システム」に前年度の教育活動，研究活動，社会への貢献及び組織内運営等への貢献に関する情報を入力し，同システムによって「大学教育職員活動調査票 様式1」を作成し，部局長（本研究科の場合は研究科長）に提出することを義務付けられている。また同時に，教員は，教育活動，研究活動，社会への貢献及び組織内運営等への貢献を量的に把握するための「量に関する業績評価シート 様式2」を記入し，部局長に提出することを義務付けられている。評価結果は，人事・給与等の参考資料となっており，これによって教員は，自己の教育活動，研究活動等の実態を把握し，改善を図るように指導している。

専任教員の教育活動，研究活動，社会への貢献及び組織内運営等への貢献を推奨するための特色ある取組について：本学の専任教員は，本学独自の評価システムである「教員活動の自己点検評価システム」に，教育活動，研究活動，管理運営活動，社会貢献・連携等の各項目について，毎年度の活動実績を入力し，自己の活動を振り返る機会を設けている。研究科長は，「組織活動情報集約システム」を通して所属する教員の教育活動，研究活動，管理運営活動，社会貢献・連携等の状況を点検・把握することができるようになっており，教員の活動環境等を見直したりできるようになっている。

また，本学では，大学の強み・特色を最大限に活かし，持続的な競争力を持った，高い付加価値を生み出す大学を実現するために，教育・研究の発展・充実を目指した意欲的な取組を支援する学長戦略経費を設けている。本研究科では，マレーシア工科大学等との協力による ASEAN 社会経済の体験学習による技術経営人材育成の強化等が選定されており，学長戦略経費の支援を受けることで，社会人学生等に対して，ASEAN の提携先大学における 1 週間弱の集中セミナーや現地の企業視察の実施などの教育機会を提供するなど，本研究科の特色ある意欲的な教育活動を充実することができている。

<根拠資料>

(視点 3-18)

- ・添付資料 3-10：大学教職員人事評価実施要領
- ・添付資料 3-11：大学教育職員人事評価「量に関する業績評価シート 様式2」

(視点 3-19)

- ・添付資料 3-12：「教員活動の自己点検評価システム」入力項目

【3 教員・教員組織の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

項目 12 において「教員の職業経歴，国際経験，性別等のバランス」に関して述べたように，男女比に関しては改善の余地が残されている。

(2) 改善のためのプラン

性別のバランスに関しては，今後の採用人事の際に改善を図ることとする。つまり，職業経歴，国際経験等，適材適所の教員採用方針は堅持するが，本研究科の採用基準に適合する女性の応募

者が得られた場合は、積極的な採用を行うこととする。

4 学生の受け入れ

項目 15：学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施体制及び定員管理

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現のために、明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、その方針に基づき、適切な選抜方法・手続等を設定するとともに、事前にこれらを公表することが必要である。また、入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施することが必要である。さらに、障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制を整備することが必要である。

各経営系専門職大学院は、教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。また、固有の目的を実現するため、受け入れる学生の対象を設定し、そうした学生を受け入れるための特色ある取り組みを実施することが望ましい。

<評価の視点>

4-1：明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ、公表していること。（「学教法施規」第 165 条の 2 第 1 項、第 172 条の 2 第 1 項）〔F 群、L 群〕

4-2：学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・手続を設定していること。〔F 群〕

4-3：選抜方法・手続を事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表していること。〔F 群〕

4-4：入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基準・方法に適った学生を的確かつ客観的な評価によって受け入れていること。〔F 群〕

4-5：入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施していること。〔F 群〕

4-6：障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等を整備していること。〔F 群〕

4-7：入学定員に対する入学者数、学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。（「大学院」第 10 条第 3 項）〔F 群、L 群〕

4-8：受け入れ学生の対象は、固有の目的に即して、どのように設定されているか。また、そうした学生を受け入れるために、どのような特色ある取り組みを行っているか。〔A 群〕

<現状の説明>

アドミッション・ポリシーの設定・公表について：本研究科では、教育上の理念・目的に即した 3 つの求める学生像を、本研究科のアドミッション・ポリシーとして以下のように明文化し、本研究科のパンフレットや学生募集要項等で公表している。

- 企業、組織、地域、国内外などで自らが中核となってイノベーションに携わり、成果の創出や活用を目指した取り組みをしようとする人
- 企業経営や組織運営において、戦略的な視点から技術を活用した価値創造や経営課題解決に意欲を持つとともに実践に必要な理論や手法を習得して、自ら経営にあたる、経営層を補佐する、将来に向けての経営の一翼を担おうとする、などの意志を持つ人
- 知的資産の創出と活用、蓄積した業務経験の活用や体系化などに基づく新規起業や事業・職務の遂行における高度化などに挑戦的に取り組もうとする人

適切な選抜基準・方法・手続の設定について：4 月入学者（広島・福岡教室）に対する選抜は、毎年 10 月上旬と 2 月上旬の 2 回実施している。10 月入学者（宇部教室）に対する選抜のう

ち、外国人留学生特別選抜（出身校の学部長以上の者からの推薦を受けた者）については1月末から2月初めを期日として出願を受け付け、書類選考を経て2月中旬の教授会で可否を決定する。また、10月入学者に対する一般選抜は6月上旬に実施している。

募集人員、出願資格、出願書類、選抜期日、選抜方法等については、パンフレット、研究科ホームページ及び募集要項で事前に説明を行っている。平成31年4月入学者に対する募集人員及び出願資格は、次のとおりである。

<募集人員>

15名（4月入学者と10月入学者合わせて）

<出願資格>

- (1) 大学を卒業した者及び平成31年3月までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条4項の規定により大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び平成31年3月までに授与見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び平成31年3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は、平成31年3月までに修了見込みの者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は、平成31年3月までに修了見込みの者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年2月7日文部省告示第5号）
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、平成31年3月末までに22歳に達するもの
- (9) 平成31年3月末日で大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了した者又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

なお、4月入学を希望する留学生については、日本語能力試験1級以上の日本語の能力を必要とする。また、10月入学を希望する学生に対しては、TOEIC等、英語能力の証明を必要とする。出願資格（7）、（8）及び（9）に該当する志願者は、出願に先立ち入試委員会において出願資格の事前審査を行っている。

出願書類は、入学志願表、写真表・受験票、大学卒業証明書又は卒業見込証明書、学部・大学院における成績証明書、志望理由書、検定料振替払込受付証明書である。

選抜方法は、書類審査と面接審査の2段階で実施し、両審査の結果を総合して判定している。書類審査では、出願時に提出された学部・大学院における成績証明書をもとに成績判定を行う。面接では、出願者1人につき3人の面接者が応接し、出願者の口頭発表及び質疑応答内容に基

づいて成績判定を行う。出願者が志望理由書に記載した内容に基づき 10 分程度の口頭発表を行い、その後、口頭発表の内容に係る質疑を行う。口頭発表では、パソコン等の機器、印刷物、制作物等の利用を許可している。

選抜基準は、本研究科のアドミッション・ポリシーに基づいて設定している。選抜基準については、後述する。

選抜方法・手続の公表について： 本研究科の定める入学者の選抜方法及び選抜手続を学生募集要項や本研究科ホームページで、入学志願者数とともに社会に広く公表している。

入学者選抜における的確かつ客観的な評価について： 上述したように、選抜方法は、書類審査と面接審査の2段階で実施し、両審査の結果を総合して可否を判定している。

書類審査では、出願時に提出された学部・大学院における成績証明書をもとに成績判定を行う。その判定基準は、次のとおりである。

<出願書類に対する判定基準>

- 成績証明書判定基準：出願時に提出された、学部・大学院における成績証明書をもとに、A, B, Cの判定を行い、B以上を合格とする。ただし、最終学歴が高等学校卒業で、成績証明書が発行されない場合は、判定基準には含めない。

面接では出願者の口頭発表及び質疑応答内容に基づいて成績判定を行う。その判定基準は、次のとおりである。

<面接における判定基準>

- 次表の5項目に関して3名の委員が面接を行い、評価をする。

面接試験採点基準

アドミッション・ポリシーとの整合性	アドミッション・ポリシーに沿っているかどうか
意欲	志望動機の明確さ 勉学に対する意欲
ビジョン	将来のビジョンの明確さ 学びたいことが明確であるか
コミュニケーション能力	質問の意図に沿った回答をしているか
論理性	話している内容の論理性

- 「アドミッション・ポリシーとの整合性」に関しては、面接委員の一人でも「否(No)」の判定をした場合、不合格とする
- 「意欲」～「論理性」に関しては、以下に示す基準に従って5段階評価を行い、面接委員のうち2人以上が2又は1の採点をした場合、不合格とする

得点の評価基準

5	(技術経営研究科に入学を希望する者として) 優れている
4	(技術経営研究科に入学を希望する者として) 標準的である
3	(技術経営研究科に入学を希望する者として) やや劣る
2	(技術経営研究科に入学を希望する者として) かなり劣る
1	(技術経営研究科に入学を希望する者として) 致命的に劣る

特に、アドミッション・ポリシーを重視しており、教員が本研究科の求める学生像に合わない
と判断した受験者は、面接や成績証明書等の評価結果にかかわらず不合格としている。以上の選
抜方法・選抜基準は、事前に教員会議で確認しており、客観性を的確に担保している。

責任ある実施体制について： 本研究科入試委員会と工学部学務課とが入学試験実施計画を立
案し、本研究科長を実施本部長、入試委員長を試験場本部長とする実施体制の下、入学試験を実
施している。

障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等について： 本学には山口大学学
生特別支援室が設置されており、障がい等があり、受験上及び修学上の配慮を必要とする入学志
願者のための事前相談を行っている。受験上の配慮は、事前相談を受けて学内で協議した結果実
施される。

定員管理について： 本研究科の入学定員と入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数は、
次のとおりである。

年度	入学定員	入学者数	収容定員	在籍学生数
2014 (平成 26) 年度	15 人	19 人	30 人	41 人
2015 (平成 27) 年度	15 人	24 人	30 人	48 人
2016 (平成 28) 年度	15 人	15 人	30 人	39 人
2017 (平成 29) 年度	15 人	19 人	30 人	34 人
2018 (平成 30) 年度	15 人	29 人	30 人	49 人

宇部教室で全科目英語による教育を開始して以降、国外からの受験者が増加していること、国
内の社会経済的な理由によって社会人の受験者数が年ごとに大幅に変動すること、合格後の入学
辞退者の数の見積もりが困難であること等の理由により、時として入学者数が入学定員を大幅に
超えることがある。

入学定員 15 名、収容定員 30 名という規模では、入学辞退者を見込んでの合格判定、休学・退
学者を見込んでの在籍学生数の管理は困難である。そのため、志願者数の実情に応じて入学定員
を変更する必要があると考えられる。今後数年間、国内外の志願者数の動向を確認するととも
に、大学全体の定員管理の方針を踏まえて、入学定員の調整を図ることとする。

特色ある取組について： 受け入れ学生の対象は、アドミッション・ポリシーに示した「3つ

の求める学生像」に適合する人々であり、本研究科のミッションの中で端的に示した、「高い倫理観を備え、地域に根差しながらグローバルな視点で問題解決に取り組む〈技術経営〉者を養成」するという固有の目的に沿うものである。

こうした受け入れ対象となる人々は、例えば、技術系企業の間管理職であったり、あるいは中間管理職になる直前の人材であったりするが、本人たちは経営に関する知識・スキルの習得の必要性を意識しつつも、その学習機会に気付かないままであることが多い。座して待っていたのでは、これらの人々に本研究科で学ぶことの重要性を伝えることはできない。そこで、本研究科では、入試説明会に合わせ、地方公共団体と共催で技術経営教育に関わるセミナーを実施するなどして、受け入れ対象となる人々に対し、本研究科の存在と本研究科で学ぶことの重要性を伝えられるよう取り組んでいる。

<根拠資料>

(視点 4-1～4-4)

- ・添付資料 1-3：山口大学大学院技術経営研究科学生募集要項（2019（平成 31）年度版）
- ・添付資料 1-4：山口大学大学院技術経営研究科要覧
- ・添付資料 1-5：山口大学大学院技術経営研究科パンフレット（3 頁, 22 頁）
- ・添付資料 4-1：技術経営研究科入学試験合格者選考基準
- ・資料：山口大学大学院技術経営研究科ホームページ（入学案内）

<http://mot.yamaguchi-u.ac.jp/guide.html>

(視点 4-5)

- ・添付資料 4-2：平成 31 年 4 月入学山口大学大学院技術経営研究科（専門職大学院）第 1 回入学試験実施計画書

(視点 4-7)

- ・添付資料 1-3：山口大学大学院技術経営研究科学生募集要項（2019（平成 31）年度版）

(視点 4-8)

- ・添付資料 4-4：入試説明会&技術経営（MOT）セミナー・チラシ

【4 学生の受け入れの点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

本研究科では、教育の国際化の一環として、2013（平成 25）年 10 月から宇部教室で秋季入学生として留学生を受け入れ、全科目英語による教育を開始した。国外からの志願者の増加に伴い、国内社会人学生も合わせた全体の入学者はここ数年増加しており、定員管理が重要な課題として浮上してきている。しかしながら、入学定員が 15 名という規模では、入学辞退者を見込んでの合格判定を行うことは困難であるという問題も存在する。

(2) 改善のためのプラン

志願者数の実情に応じて入学定員を変更することが必要だと考えられる。今後数年間、国内外の志願者数の動向を確認するとともに、学内全体の定員管理の方針を踏まえて、入学定員の調整を図ることとする。

5 学生支援

項目 16：学生支援

各経営系専門職大学院は、大学全体の支援体制等により、学生が学習に専念できるよう、学生生活及び修了後のキャリア形成、進路選択等に関する相談・支援体制を適切に整備するとともに、こうした体制を学生に十分周知を図り、効果的に支援を行うことが必要である。また、各種ハラスメントに関する規程及び相談体制、奨学金などの学生への経済的支援に関する相談・支援体制を適切に整備し、学生に周知を図ることが必要である。さらに、障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制、学生の自主的な活動や修了生の同窓会組織に対する支援体制を整備し、支援することが望ましい。加えて、学生支援について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

5-1：学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っていること。〔F群〕

5-2：各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、学生に対してこれらに関する周知を図っていること。〔F群〕

5-3：奨学金などの学生への経済的支援についての相談・支援体制を整備していること。〔F群〕

5-4：障がいのある者を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っているか。〔F群〕

5-5：留学生・社会人学生を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕

5-6：学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか。〔A群〕

5-7：学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕

5-8：固有の目的に即して、学生支援としてどのような特色ある取り組みを行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

相談・支援体制の確立について： 本学では、学生相談部、学生生活支援部、就職支援部、学生特別支援室の4部門から構成される「学生支援センター」、さらに「保健管理センター」や「留学生センター」を設置し、学生の修学、健康管理、就職活動など学生生活全般にわたる支援体制を整備している。

本研究科の新生生に対しては、オリエンテーションで上述の学生生活支援体制について説明するとともに、入学後は教務委員会が中心になって学生生活の相談に応じている。また、本研究科は、入学定員が少ないため、各教員が授業終了後に学生の個別相談に応じている。

教室ごとの支援体制として、広島教室及び福岡教室に関しては、それぞれ教室担当の教員（教室主任、広島教室：石野教授、福岡教室：春山教授）を常置し、学生支援が常時できるよう相談・支援体制を整備している。宇部教室に関しては、同教室（常盤キャンパス）に在籍している教務委員（大島教授、高橋准教授、グエン准教授）が学生からの相談や支援をできる体制を整備している。

各種ハラスメントへの対応について： 本学では、ハラスメント防止及び対策に関する規則を定め、ハラスメント防止・対策委員会及びハラスメント相談窓口等を設置している。ハラスメント相談窓口には、28人の教職員による相談員を配置するほか、「学生支援センター」の学生相談部内の「学生相談所」及び「保健管理センター」でも相談を受け付けている。本研究科では、同一敷地内にある工学部の相談員に直接相談ができる体制になっている。

学生への周知に関しては、新入生対象のオリエンテーションで DVD を用いた説明を行うほか、ハラスメント防止・対策委員会のホームページ、ハラスメント防止・対策委員会作成のパンフレット配布、本研究科内の掲示板等で行っている。

学生への経済的支援について： 学生の経済的支援の窓口としては、本学「学生支援センター」の中に学生生活支援部を設置しており、ホームページで経済支援等についての情報を提供するほか、入学料免除、授業料免除、奨学金等に関する個別相談を受け付けている。本研究科では、学生募集要項、入学時オリエンテーションでの説明や研究科内掲示板で経済支援等に関する情報を提供している。2014～2018（平成 26～30）年度の 5 年間の入学者に対する経済的支援状況は、次のとおりである。

<経済的な支援制度>

- 授業料免除及び入学料免除（経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者及び申請 6 ヶ月前に、大学が定める基準に該当し、納付が困難な者に対し適用）
- 日本学生支援機構の奨学金
- 厚生労働省・教育訓練給付（専門実践教育訓練給付）
- 広島県未来チャレンジ資金（大学院等専門課程において、広島県内産業の持続的発展に不可欠なイノベーションの創出に寄与する知識を習得し、修了後、広島県内企業等に就業しようとする者に適用）

<経済的な支援制度を利用した学生数>

- 授業料免除及び入学料免除 27 人
- 日本学生支援機構奨学金受給者 4 人
- 厚生労働省・教育訓練給付 25 人（申請者）
- 広島県未来チャレンジ資金 10 人

障がいのある者を受け入れるための支援体制について： 本研究科では、身体に障がいのある者を受け入れた実績はないが、身体に障がいのある者を受け入れるための支援体制については、学生支援センター、工学部学務課教務係及び本研究科が連携して対応する体制としている。具体的には、入試説明会の際に相談を受ける体制にしている。施設面では、車椅子対応のスロープやエレベーターなどを設置し、バリアフリー化を図っており、身体に障がいのある者を受け入れる支援体制の整備に取り組んでいる。

留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制について： 留学生の受け入れに関しては、留学生センター、工学部学務課教務係及び本研究科が連携して対応する体制としている。施設面では、本研究科が設置されている常盤キャンパスに留学生用宿舎として「国際交流会館」が設置されており、単身の留学生向けには 33 室、夫婦・世帯向けには 14 室が提供されている。また、留学生が民間のアパート等の利用を希望する場合には、山口大学が機関として保証を行い、留学生の連帯保証人となる仕組みが整っている。これら宿舎に関する情報は、留学生センターホームページから日英 2 か国語で提供されている。

社会人学生の受け入れに関しては、既に述べているように、本研究科は、社会人学生の受け入れを本来の目的の一つとしており、そのための体制を設立当初から整えている。項目 8 で述べた

ように社会人学生の修学の便に配慮して、土曜日開講（夏季集中期のみ土日開講）としているほか、項目6で述べたように、転勤や業務の変動に伴う修学上の問題に対しては、教務委員の指導によって対応する体制としている。

キャリア形成・進路選択への支援について：本研究科の多くの学生は、社会人学生であり、本研究科修了後、社会人学生は、所属する企業・組織に引き続き勤務する。本研究科では社会人学生に対し、所属先企業・組織におけるキャリア形成に役立つ教育を実施している。特に特定課題研究では社会人学生の所属する企業・組織の経営課題を研究対象に取り上げる事例が多く、研究プロセスで企業訪問調査を実施するなど、実践的な教育を体験させている。

現状では少数であるが、学部学生又は大学院生から本研究科に進学した者で、本研究科修了後に就職を希望する学生に対しては、指導教員が個別に指導・助言を行うと同時に、大学院創成科学研究科主催の就職セミナーや企業の人事担当者が学内で開催する企業研究会の活用等、大学院創成科学研究科の就職支援プログラムを受けさせるなどの体制を整備している。

留学生に関しては、インターンシップを実施することにより、日本企業ないし日本企業の現地法人への就職の機会を提供することとしている。また、留学生が修了・帰国した後も、留学生からの要請に応じて推薦状の送付など就職に関する支援を継続して行っている。

学生の自主的な活動・同窓会組織への支援体制について：本研究科の在学生及び卒業生は、2007（平成19）年より同窓会組織「技経会」を組織している。同窓会「技経会」の総務・会計業務を支援するため、本研究科からは専任教員2名をそれぞれ副会長・会計監事として派遣している。

本研究科の学生の自主的な活動としては、在学生や修了生が自主的に行っている勉強会がある。この勉強会に対しては、授業のない時間に教室を会場として提供する支援措置をとっている。

特色ある取組について：本研究科では、毎年11月～12月に「特別プログラム」（2又は4単位）として、広島教室及び福岡教室の社会人学生を対象に、マレーシア又はインドネシアでの短期研修を実施している。これは、本研究科のミッションに掲げた「地域に根差しながらグローバルな視点で問題解決に取り組む〈技術経営〉者を養成」という固有の目的に沿ったものである。この短期研修の実施に当たり、本研究科では、学生に対し奨学金を給付して経済的な支援を行っている。

<根拠資料>

（視点5-1）

- ・添付資料5-1：山口大学学生相談所規則
- ・資料：山口大学ホームページ（学生支援センター）
<http://ssct.oue.yamaguchi-u.ac.jp/>
- ・資料：山口大学ホームページ（保健管理センター）
<http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~hoken/>
- ・資料：山口大学ホームページ（留学生センター）
<http://www.isc.yamaguchi-u.ac.jp/>

（視点5-2）

- ・添付資料 5-2：国立大学法人山口大学におけるハラスメントの防止及び対策に関する規則
- ・添付資料 5-3：ハラスメント防止・対策委員会作成のパンフレット
- ・資料：山口大学ホームページ（ハラスメント防止・対策委員会）
<http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~epsc/>
(視点 5-3)
- ・添付資料 1-3：山口大学大学院技術経営研究科学生募集要項（2019（平成 31）年度版）（7 頁）
- ・添付資料 5-5：平成 30 年度 広島県未来チャレンジ資金公募チラシ
- ・資料：山口大学ホームページ（学生支援センターの学生生活支援部）
<http://gakuseishien.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/tebiki/index.htm>
(視点 5-4)
- ・添付資料 5-4：山口大学大学教育機構障害学生修学支援委員会規則
(視点 5-5)
- ・添付資料 1-3：山口大学大学院技術経営研究科学生募集要項（2019（平成 31）年度版）（7 頁）
- ・資料：山口大学留学生センターホームページ「住居について」
<http://www.isc.yamaguchi-u.ac.jp/01is/05dormitories.html>
(視点 5-6)
- ・添付資料 1-5：山口大学大学院技術経営研究科パンフレット（7～14 頁）
- ・資料：山口大学ホームページ（学生支援センターの学生生活支援部）
<http://gakuseishien.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/tebiki/index.htm>
- ・資料：山口大学ホームページ（学生支援センターの就職支援部）
<http://www.yamaguchi-u.ac.jp/campus/job.html>
- ・資料：山口大学ホームページ（工学部就職支援）
<http://www.eng.yamaguchi-u.ac.jp/42student/shushoku.html>
(視点 5-7)
- ・添付資料 5-6：山口大学大学院技術経営研究科同窓会会則
- ・添付資料 5-7：山口大学大学院技術経営研究科福岡教室・広島教室使用要項
(視点 5-8)
- ・添付資料 2-30：YUMOT 短期海外研修プログラム奨学金に関する要項
- ・添付資料 2-27：教授会議事概要
- ・添付資料 2-28：教員会議議事概要

【5 学生支援の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

2013（平成 25）年 10 月から受け入れを始めた留学生に対する支援を拡充することが現時点の検討課題である。特に、就職支援の必要性があることが、国内社会人学生への支援と異なる部分である。留学生の就職のプロセスは国内と国外とで異なる。国内での就職を希望する場合には、一般学生と同じく 4 月に就職することを前提としたプロセスを経るのに対し、国外での就職を希望する場合には、学位取得後に帰国して就職活動を本格化することが多い。このため、留学生の多様な就職プロセスに対応した柔軟な支援が必要である。

(2) 改善のためのプラン

既に留学生の就職支援に関して行っている活動としては、視点5-6で述べたように、インターンシップを通じた日本企業／日本企業現地法人への就職機会の提供、修了・帰国後の推薦状の送付などが挙げられる。

今後の取組としては、本研究科の教務委員会、国際連携委員会と本学の留学生センターの連携の下で、インターンシップの拡大、山口県及び近隣の県で実施されている留学生を対象とするジョブ・フェアへの参加促進を図っていくことが挙げられる。

また、今後、留学生が本学ないし他大学の博士課程（後期）への進学を希望する場合もあると考えられる。その場合には進学の希望に応じて特定課題研究の指導を行うよう、国内社会人学生に対する教育とは異なった指導体制を整備する。

6 教育研究等環境

項目 17：施設・設備、人的支援体制の整備

各経営系専門職大学院は、大学全体の施設・設備も含め、当該専門職大学院の規模等に応じた施設・設備を整備するとともに、障がいのある者に配慮することが重要である。また、学生の効果的な学習や相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的に即した施設・設備、人的支援体制を設け、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

6-1：講義室、演習室その他の施設・設備を経営系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、整備していること。

（「専門院」第17条）〔F群、L群〕

6-2：学生が自主的に学習できる自習室や学生相互の交流のためのラウンジ等の環境を整備し、効果的に利用されていること。〔F群〕

6-3：障がいのある者のための施設・設備を整備していること。〔F群〕

6-4：学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーを整備していること。〔F群〕

6-5：教育研究に資する人的な支援体制を整備していること。〔F群〕

6-6：固有の目的に即して、どのような特色ある施設・設備、人的支援体制を設けているか。〔A群〕

<現状の説明>

講義室等の施設について：宇部、福岡、広島各教室において、以下のとおり、入学定員（15名）に対して、項目7で述べた講義、討論、各種ソフトウェアを使用した演習といった形態の教育を実施するために必要な施設・設備を設置している。

宇部教室では、D講義棟4階に本研究科専用の講義室（収容人数：20名）、MOT学生室2室（それぞれ収容人数：10名）、MOT学生用ゼミ室（収容人数：6名）を設置している。

福岡教室には、いずれも専用の第1教室（収容人数：16名（最大24名））、第2教室（収容人数：16名（最大24名））と自習室（収容人数：8名）を設置している。広島教室には、いずれも専用の第1教室（収容人数：16名（最大24名））、第2教室（収容人数：10名（最大15名））と自習室（収容人数：4名（最大6名））を設置している。

宇部教室、福岡教室及び広島教室の在学生に対して同一の教育環境（教室、自習室、インターネット、学内専用ネットワークサービス、情報機器（各教室に数台のノートパソコンを配置）、図書館サービス）を提供できるようにしている。

自習室等について：学生が自主的に学習できる自習室の席数は、宇部教室6人分、福岡教室8人分、広島教室6人分である。また、福岡及び広島の各教室は、授業時間帯を除き、9時から22時まで、自習及び討論会等に利用することができ、研究科長が必要と認めた場合には、その他の時間帯においても利用することが可能である。

学生相互の交流のためのラウンジ等に関しては、宇部地区では工学部に設置しているラウンジ等の利用及び本研究科専用のMOT学生室を設置しているが、福岡教室及び広島教室にはラウンジに相当するものは設置していない。しかし、福岡教室及び広島教室に併設している自習室は、在学生数と比較して十分な面積を確保しているため、学生は、自習室又は授業の行われていない教室を学生相互交流の場として利用している。

障がいのある者のための施設等について：宇部教室には、身体に障がいのある者に対する施

設面の対応として、車椅子対応のスロープやエレベーターなどを設置し、バリアフリー化を行い、身体に障がいのある者を受け入れる適切な支援体制を整備している。しかし、福岡教室及び広島教室では、賃借建物の制約があり、身体に障がいのある者に対応した適切な施設・設備が整備されていない。

情報インフラストラクチャーについて： インターネットへの接続は、学内 LAN（有線及び無線）を通じてどの教室からも行うことができる。各教室、教員の研究室、学生の自習室からは、山口大学特許検索システム（YUPASS）、山口大学図書館ホームページを通じたオンラインジャーナルサービスや新聞記事検索サービス等にアクセスすることができる。教室（宇部、広島、福岡）間の中継システムも整備している。また、項目 7 において遠隔授業に関して述べたように、山口大学全体で修学支援システム「eYUSDL」を導入しており、教室の内外で学生が修学できるようにしている。同システムを利用することにより、シラバス・講義資料の閲覧、レポートの提出等が可能となっている。

情報インフラストラクチャーを支援する人的体制としては、本学のメディア基盤センターが学内情報ネットワークに関わるインフラストラクチャーを担当し、当研究科の情報基盤委員会が各教室の室内に設置されている情報システムを担当している。

支援体制について： 教育研究に資する人的な支援体制としては、工学部事務部に事務職員を配置し、本研究科に係る各種業務を担当課が担当している。また、授業を土曜日（夏季集中講義においては日曜日）に開講しているため、事務室勤務体制の特徴として、月曜日から土曜日にわたって事務職員（月曜日は 4 名、火～金曜日は 5 名、土曜日は 1 名）を配置している。宇部教室における教育研究活動に関しては事務職員が受講登録・教材準備・成績管理等の支援を直接行っている。広島教室・福岡教室における教育研究活動に関しては各教室主任の教員に対し事務職員が電話・郵便・宅配便・メール等を通して受講登録・教材準備・成績管理等の支援を行っている。

特色ある施設等について： 技術経営の企画立案において、事業・研究開発に有用な情報を得ることが重要である。本研究科では、上述のように、山口大学特許検索システム（YUPASS）、オンラインジャーナルサービス、新聞記事検索サービス等を整備しており、学生が必要とする様々な情報を取得することが可能である。特に、山口大学特許検索システム（YUPASS）は、本学が独自に開発した特許検索システムであって、特許情報の検索と統計処理が容易にできるよう設計しているところに特色がある。また、山口大学全体で導入している修学支援システム「eYUSDL」を用いることによって、社会人学生は学外からでもシラバス・講義資料の閲覧、レポートの提出等が可能となっている。

<根拠資料>

（視点 6-1、6-2）

- ・添付資料 5-7：山口大学大学院技術経営研究科福岡教室・広島教室使用要項
- ・添付資料 6-2：山口大学工学部の建物配置図
- ・添付資料 6-3：広島教室の平面図
- ・添付資料 6-4：福岡教室の平面図

（視点 6-3）

- ・添付資料 5-4：山口大学大学教育機構障害学生修学支援委員会規則
- ・添付資料 6-2：山口大学工学部の建物配置図
- ・添付資料 6-3：広島教室の平面図
- ・添付資料 6-4：福岡教室の平面図
(視点 6-4, 視点 6-6)
- ・添付資料 6-1：山口大学図書館利用規則
- ・資料：山口大学ホームページ (特許検索システム (YUPASS))
http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/?page_id=871
- ・添付資料 6-5：技術経営研究科学生の山口大学総合図書館利用規則
(視点 6-5)
- ・添付資料 1-1：山口大学大学院技術経営研究科規則 (第 16 条)
- ・添付資料 6-6：国立大学法人山口大学事務組織規則 (第 4 条第 3 項)

項目 18：図書資料等の整備

各経営系専門職大学院は、図書館（図書室）に学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備するとともに、図書館（図書室）の利用規程や開館時間を学生の学習及び教員の教育研究活動に配慮したものとすることが必要である。さらに、図書資料等の整備について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

6-7：図書館（図書室）には、経営系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備していること。〔F群〕

6-8：図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、経営系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したもとなっていること。〔F群〕

6-9：固有の目的に即して、図書資料等の整備にどのような特色ある取り組みを行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

図書館の整備について：本研究科の教員及び学生は、総合図書館（山口市）及び医学部図書館・工学部図書館（共に宇部市）の3図書館が利用可能である。総合図書館と工学部図書館の開館時間は平日 8:30～21:45, 土日 10:15～18:45 であり、医学部図書館は平日 8:30～17:00, 土日 13:15～16:45 である。研究科の教員及び宇部地区の学生は、工学部図書館経由で全ての図書を借りることができる。また、福岡教室及び広島教室の学生は、図書館の専用メールアドレスにアクセスし、希望の図書申込みを行うことにより、大学が送付費用を負担し、学生の自宅まで当該希望図書を送付する体制としている。技術経営に関連する図書として、工学部図書館には、日経文庫 418 冊をはじめ、日本十進分類法（以下「NDC」という。）320-359 番（法律、経済、財政、統計）の図書が約 1,600 冊、NDC507 番（技術・工学の研究法、指導法、技術教育）の図書を約 400 冊、NDC509 番（工業、工業経済）の図書を約 800 冊整備しているとともに、総合図書館には、NDC320-359 番（法律、経済、財政、統計）の図書を、主に 1982 年以降にデータ登録がなされたものに限っても、11 万冊以上整備している。

また、山口大学特許検索システム (YUPASS)、オンラインジャーナルサービスや新聞記事検索サービス等を整備している。これらのオンラインサービスについては年中無休 24 時間利用可能である。

図書館の利用規程について： 図書館の利用に関して、「技術経営研究科学生の山口大学総合図書館利用規則」に則して運用しており、教員及び学生に配慮したものになっている。学生の場合、図書の貸し出し期間は1ヶ月以内、貸し出し限度冊数は10冊以内であり、3教室とも同一基準で運用している。図書の貸し出しを希望する福岡教室及び広島教室の学生は、図書館の専用メールアドレスにアクセスし、希望する図書を借りることができる体制にしている。

なお、学生への図書送付に関しては、大学が送付費用を負担し、宅配便により行っている。学生の図書返却は、授業実施日に技術経営研究科教員へ図書を渡し、当該教員がMOT事務室へ持ち帰り、MOT事務室から大学の図書館に返却する方法と学生が宅配便を利用（着払い）して大学の図書館へ直接返却する方法の二通りを準備し、学生の利便性を図っている。

図書資料等の整備に関する特色について： 上述のように、本研究科では、遠隔地域に居住する学生に対して、大学が図書の貸し出し・返却に係る送料を負担することにより、西日本各地域から受講する学生が図書資料を利用する際の利便性を図っている。

<根拠資料>

(視点6-7)

- ・添付資料6-1：山口大学図書館利用規則
- ・資料：山口大学ホームページ（特許検索システム（YUPASS））
http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/?page_id=871
- ・添付資料6-5：技術経営研究科学生の山口大学総合図書館利用規則
- ・添付資料6-7：学生（福岡教室及び広島教室）の希望図書貸出実績（視点6-8、6-9）
- ・添付資料6-1：山口大学図書館利用規則
- ・添付資料6-5：技術経営研究科学生の山口大学総合図書館利用規則

項目19：専任教員の教育研究環境の整備

各経営系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸長し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整備することが必要である。

<評価の視点>

6-10：専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること。〔F群〕

6-11：専任教員に対する個人研究費を適切に配分するとともに、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境を用意していること。〔F群〕

6-12：専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）を保証していること。〔F群〕

<現状の説明>

専任教員の授業担当時間について： 本研究科では各教育科目を宇部・広島・福岡の3教室で講義するため、1科目当たりの実質の講義負担は3科目分となる。そのため、教育の準備、研究に要する時間及び活動に配慮し、専任教員の本研究科における担当科目数は、特定課題研究を含み年間4科目（本研究科以外の科目数を含まない）を上限とする目安を設けている。

専任教員の研究費・研究室の整備等について： 本研究科に配分された2018（平成30）年度研

究経費は、260万円であった。本研究科では、教員1人当たり15万円を配分している。

研究室に関しては、「基礎データ IV施設・設備 1教員研究室（表8）」に示すように、各教員に平均30.9㎡の個別の研究室を割り当てており、十分な教育研究環境を整備している。

専任教員の教育研究活動に必要な機会について：本研究科の専任教員は、13人と少人数であるため、現在の組織体制ではサバティカル・リーブのような長期の研究専念期間を確保できる環境にない。ただし、一年に数か月程度の研究専念期間を確保できるよう、講義担当期間の調整を行っている。

<根拠資料>

（視点6-10）

- ・基礎データ II教員組織 2専任教員個別表（表3）
- ・添付資料1-1：山口大学大学院技術経営研究科規則
- ・添付資料1-4：山口大学大学院技術経営研究科要覧

（視点6-11）

- ・基礎データ IV施設・設備 1教員研究室（表8）
- ・添付資料6-8：平成30年度当初予算配分通知書
- ・添付資料6-9：研究室見取り図

（視点6-12）

- ・添付資料2-2：2018（平成30）年度時間割

【6 教育研究等環境の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

項目17において障がいのある者のための施設等に関して述べたように、宇部教室では身体に障がいのある者を受け入れる適切な支援体制を整備しているものの、福岡教室及び広島教室では、賃借建物の制約があり、身体に障がいのある者に十分に対応できるような施設・設備が整備されていない。

（2）改善のためのプラン

現在、本研究科には、身体に障がいのある学生は在籍していないが、障がいのある学生が本研究科に入学し、福岡教室又は広島教室で学ぶ場合には、山口大学学生特別支援室と共に総合的な検討を行い、必要に応じて建物を管理している賃貸会社との協議・検討を行うこととする。

7 管理運営

項目 20：管理運営体制の整備、関係組織等との連携

各経営系専門職大学院は、学問研究の自律性の観点から、管理運営を行う固有の組織体制を整備するとともに、関連法令に基づき学内規程を定め、これらを遵守することが必要である。また、専任教員組織の長の任免等については、適切な基準を設け、適切に運用することが必要である。さらに、企業、その他外部機関との協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等を適切に行う必要がある。

経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、固有の目的の実現のため、それらの組織と適切な連携・役割分担を行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-1：管理運営を行う固有の組織体制を整備していること。〔F群〕

7-2：管理運営について、関連法令に基づく適切な規程を制定し、それを適切に運用していること。〔F群〕

7-3：経営系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準を設け、かつ、適切に運用していること。〔F群〕

7-4：企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等が適切に行われていること。〔F群〕

7-5：経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、どのようにそれらとの連携・役割分担を行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

管理運営組織について：本研究科は、山口大学大学院の中の独立研究科として、専任教員からなる教授会、各種委員会など、固有の組織体制を有している。そして、山口大学大学院学則に基づく諸規程の下、教授会の意思決定に基づいて諸活動を行っている。

本研究科は、「技術経営専攻」の1専攻体制であり、財務・経営戦略講座、産業イノベーション講座及び知的財産マネジメント講座で構成し、専任教員13名並びに学内の教員及び学外の専門的実務家4名を配置している。財務・経営戦略講座は会計・財務・経済学を専門とする教員5名、産業イノベーション講座は産業界での活動あるいは海外での教育経験を持つ教員3名、知的財産マネジメント講座は知的財産関連法務あるいは知的財産の活用を専門とする教員5名で構成している。学外の専門的実務家は、企業幹部・コンサルタントなどの実務経験者、企業の技術者、産業界と連携しながら先端的な研究を行ってきた教員等を採用している。

本研究科では、研究科長のほか、その職を補佐するために副研究科長を置いている。

また、管理運営のために教務委員会、入試委員会、自己点検・評価委員会、広報・渉外委員会、情報基盤委員会及び国際連携委員会を設置している。

管理運営規定について：本研究科の管理運営については、山口大学大学院の中の独立研究科としての位置付けの下、本学で管理運営され、その活動のための諸規程は山口大学大学院学則に基づき、「山口大学大学院技術経営研究科規則」として制定している。

本学においては、法令及び学内規程の遵守に関して「国立大学法人山口大学役員及び職員倫理規則」、「国立大学法人山口大学利益相反・責務相反マネジメントポリシー」、「国立大学法人山口大学における研究者の学術研究に係る不正行為に対する措置等に関する規則」、「国立大学法人山口大学における公的研究費の不正防止に関する規則」等を制定しており、これらの規則の下で全学的に関連法令及び学内規程を遵守している。

「国立大学法人山口大学役員及び職員倫理規則」では、役員及び職員の倫理行動基準、例えば公私の区別、利害関係者からの利益供与を受けることの禁止などを規定しており、講演等の学外活動に対する正当な報酬に関しても倫理監督者（学長）への報告を義務付けている。また、職員がこの規則に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合、倫理監督者（学長）による調査が行われ、調査の結果、当該職員等がこの規則に違反する行為があったと認められるときは、必要な措置を厳正に行うこととしている。

「国立大学法人山口大学利益相反・責務相反マネジメントポリシー」では、合法であっても、利益相反・責務相反のおそれがある場合についての対応指針及びチェック体制が定められている。このポリシーに基づき、本研究科の場合、職員が学外企業の役員兼業等、利益相反に関する検討の必要性のある活動を行う場合、当該事案について、利益相反・責務相反担当窓口（工学部事務部）を通して利益相反・責務相反マネジメント委員会に申告し、チェック又は判断を仰ぐ体制がとられている。

「国立大学法人山口大学における研究者の学術研究に係る不正行為に対する措置等に関する規則」では、教職員の学術研究における不正防止に関する体制が定められている。誰であっても教職員の不正行為に対する申立てを行うことができ、研究規範委員会によって調査、審査及び認定が実施される。また、不正行為を認定された教職員からの不服申立があった場合、再調査が実施される。

「国立大学法人山口大学における公的研究費の不正防止に関する規則」では、教育・研究に関わる公的研究費（本学で使用する全ての研究資金）を使用する際の不正防止に関する仕組みを規定している。本研究科では、この規則に基づき、研究科長がコンプライアンス推進責任者となり、部局における公的研究費の管理・運営について実質的な責任及び権限を持ち、不正な使用がないように管理・運営を行っている。不正防止の仕組みとしては、全学的な組織として不正防止対策室、通報窓口、不正対応委員会が設けられている。通報により調査が必要と判断された場合、不正対応委員会が当該事案に対し調査を行い、不正行為が認定された場合、不正対応委員会からコンプライアンス推進責任者（本研究科の場合は研究科長）に対して教育研究活動の停止、研究費の使用停止、返還等の措置が勧告される。

本学においては、上述の法令・規程遵守の仕組み、チェック体制を整えているだけでなく、教職員への周知徹底を図るため、「公的研究費の適正使用」、「研究者の行動規範」、「研究者をとりまくコンプライアンス」などについての説明会を継続的に実施しており、本研究科の教員はこれらに参加し、法令・規程遵守に努めている。

組織の長の任免の基準について： 本研究科長の選考は、「山口大学大学院研究科長選考規則」及び「山口大学大学院技術経営研究科長候補適任者選考規則」に基づき、研究科長の任期が満了するとき、研究科長が辞任を申し出たとき、研究科長が欠員となったときに、研究科から推薦者のあった研究科長候補適任者の中から、役員会の意見を聴いて学長が選考を行う。現状では任期満了時に研究科長の選考を実施している。選考にあたっては、「研究科長候補適任者選考規則」に基づき、研究科長選挙管理委員会の設置、選挙、教授会での研究科長適任候補者の決定等を適切に実施し、研究科長適任候補者の推薦を行っている。

外部機関との連携等の管理について： 企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等については、教授会で「研究科の運営に関する重要事項」として審議し、決定する

ことになっている。直近の例では、本研究科とマレーシア工科大学マレーシア日本国際工科印（MJIT）との国際連携講座に関する Project Plan 等の締結（平成 31 年 1 月 15 日教授会）、本研究科とバンドン工科大学経営管理大学院（SBM-ITB）とのダブルマスターズディグリーに関する覚書の承認（平成 30 年 11 月 13 日教授会）など、技術経営教育の国際協力に関する事項が挙げられる。本研究科単独ではなく、大学全体として外部機関との連携・協同を進める際は総務企画部地域連携課や学術研究部産学連携課が担当しており、それらの機関から資金援助（共同研究又は受託研究）がある場合の資金は工学部会計課が管理する。

序章、項目 3 等で述べた 2012（平成 24）年度からのマレーシア工科大学マレーシア日本国際工科院（MJIT）への専任教員の長期派遣に関しては、日本側協力大学、文部科学省、経済産業省、日本商工会議所、JICA からなるコンソーシアムによる審議を経て、コンソーシアムとマレーシア側との間で協議・決定した条件に基づき派遣している。

関係する学部・研究科との連携について： 本研究科の専任教員のうち 5 名は創成科学研究科博士後期課程を兼担している。兼担の範囲は、博士後期課程に限定しており、本研究科の課程（修士課程に相当）との重なりは無く、分担は適切に行われている。

また、上記教員 5 名は創成科学研究科と連携した研究活動を通して得られる最先端技術に関する知見を本研究科の授業科目である「ものづくり MOT 特論」、「グリーン MOT 特論」等の講義に活かしており、本研究科の修了生がさらに高度な専門能力を身に付けるために博士後期課程への進学を希望した場合にも対応できるようにしている。

このほか、創成科学研究科博士前期課程では、技術経営に関連する科目として、「企業経営と財務」、「研究開発戦略論」等が開講され、本研究科の教員が担当している。

<根拠資料>

（視点 7-1）

- ・添付資料 1-1：山口大学大学院技術経営研究科規則（第 2 条，第 16 条）
- ・添付資料 2-3：山口大学大学院学則（第 3 条，第 5 条，第 8 条，第 9 条第 3 項，第 10 条）
- ・添付資料 7-3：山口大学大学院技術経営研究科副研究科長に関する内規
- ・添付資料 7-1：山口大学大学院技術経営研究科各種委員会に関する内規
- ・添付資料 6-6：国立大学法人山口大学事務組織規則

（視点 7-2）

- ・添付資料 1-1：山口大学大学院技術経営研究科規則（第 2 条，第 16 条）
- ・添付資料 2-3：山口大学大学院学則（第 3 条，第 5 条，第 8 条，第 9 条第 3 項，第 10 条）
- ・添付資料 6-6：国立大学法人山口大学事務組織規則
- ・資料：山口大学ホームページ（公的研究費の不正防止計画に基づく研修会）実地調査時閲覧
http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~syukei/61kenkyuhi/gakunai/61kenkyuhi_kensyu.html
- ・添付資料 7-9：国立大学法人山口大学役員及び職員倫理規則
- ・添付資料 7-10：国立大学法人山口大学利益相反・責務相反マネジメントポリシー
- ・添付資料 7-11：国立大学法人山口大学における研究者の学術研究に係る不正行為に対する措置等に関する規則
- ・添付資料 7-12：国立大学法人山口大学における公的研究費の不正防止に関する規則

（視点 7-3）

- ・添付資料 2-27：教授会議事概要
- ・添付資料 7-2：山口大学大学院技術経営研究科長候補適任者選考規則
- ・添付資料 7-4：大学院技術経営研究科長候補者選挙管理委員会議事メモ
- ・添付資料 7-5：大学院技術経営研究科長候補適任者選挙の実施について（通知）
- ・添付資料 7-6：研究科長候補適任者による所信表明書
- ・添付資料 7-7：研究科長候補適任者選考のための選挙に関する公示
- ・添付資料 7-8：研究科長候補適任者決定の公示
（視点 7-4）
- ・添付資料 2-27：教授会議事概要
- ・添付資料 3-1：大学院技術経営研究科教授会規則
- ・添付資料 6-6：国立大学法人山口大学事務組織規則（第 11 条，第 16 条，第 23 条）
- ・添付資料 7-13：マレーシア日本国際工科院（MJIIT）コンソーシアム会則
- ・添付資料 7-14：マレーシア日本国際工科院（MJIIT）委員会会則（TOR）
- ・添付資料 7-15：国立大学法人山口大学補助金取扱規則
- ・添付資料 7-16：国立大学法人山口大学共同研究取扱規則
- ・添付資料 7-17：国立大学法人山口大学受託研究取扱規則
- ・添付資料 7-18：国立大学法人山口大学財務会計規則
- ・添付資料 7-19：山口大学大学研究推進機構規則
- ・添付資料 7-20：国立大学法人山口大学における外部資金受入れの際の間接経費賦課等に関する要項
（視点 7-5）
- ・添付資料 1-4：山口大学大学院技術経営研究科要覧
- ・資料：山口大学ホームページ（シラバス検索）
<https://www.kyoumu.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/SearchMain.aspx>
- ・添付資料 2-3：山口大学大学院学則
- ・添付資料 7-21：2018（平成 30）年度 大学院創成科学研究科要覧

項目 21：事務組織

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現を支援するため、適切な事務組織を設け、これを適切に運営することが必要である。なお、固有の目的の実現をさらに支援するため、事務組織の運営に関して特色ある取り組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-6：適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していること。〔大学院〕第 42 条〕〔F 群、L 群〕

7-7：事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されていること。〔F 群〕

7-8：事務組織の運営には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A 群〕

<現状の説明>

事務組織について：本研究科に係る総務・会計・学務等の基本機能は、事務の効率化を図るために、本研究科と同じ常盤キャンパスにある工学部事務部が実施している。ただし、主に社会人を対象とした専門職大学院の特殊性（土曜日の授業実施等）を考慮して、本研究科は、月曜日から土曜日にわたって工学部事務部の中に専任の事務職員（月曜日は 4 名，火～金曜日は 5 名，土曜日は 1 名）を配置している。工学部事務部及び本研究科の事務対応時間は、平日の 8 時 30 分

から 17 時 15 分である。

本研究科の事務職員は、宇部教室、広島教室、福岡教室における講義準備（プリント類の印刷等）、学生への書類配布及び送付、学生からの提出書類受領などを担当するとともに、各教室の学生からの病気、交通輸送機関の遅れ等による欠席、遅刻の連絡を受け、担当教員に連絡することとしている。広島教室又は福岡教室の学生が本学からの書類発行を希望する場合は、学生が工学部事務局又は本研究科の事務職員に電子メール等にて申請し、工学部事務局又は本研究科の事務職員が必要書類の発行及び郵送を行う。

関係諸組織との有機的連携について： 上述のとおり、本研究科に係る総務・会計・学務等の基本機能は、本研究科と同じ常盤キャンパスにある工学部事務局（工学部及び創成科学研究科に係る諸業務も担当）が担当しており、教育・学生支援については研究科教員と、管理・運営は本部事務局と連携を図りながら適切に運営を行っている。

事務組織の運営の特色について： 上述のとおり、主に社会人を対象とした専門職大学院の特殊性（土曜日の授業実施等）を考慮して、本研究科に土曜日対応の非常勤の事務職員を 1 名配置している。

<根拠資料>

（視点 7-6、視点 7-7）

- ・添付資料 1-1：山口大学大学院技術経営研究科規則（第 16 条）
- ・添付資料 6-6：国立大学法人山口大学事務組織規則（第 33 条～第 36 条）

【7 管理運営の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

現状では特に問題は生じていないが、教育の国際化が進展するにしたがって、留学生からの相談や海外からの入学に関する問合せが事務組織に寄せられるようになっている。現在は、相談や問合せが寄せられる都度、事務組織と教員が協議して対応しているが、既定のワークフローは特に定められていない。

（2）改善のためのプラン

留学生からの相談や海外からの問合せの増加に応じ、事務組織と教員がシステムティックに対応できるよう、国際連携委員会に相談・問合せ等を集約・対応することとし、必要に応じて教員会議等で全教員へ情報共有を図っていくこととする。

8 点検・評価、情報公開

項目 22：自己点検・評価

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act（PDCA）サイクル等の仕組みを整備し、その教育研究活動等を不断に点検・評価し、改善・改革に結びつける仕組みを整備することが必要である。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要である。さらに、自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるとともに、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 8-1：自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、教育研究活動等に関する評価項目・方法に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取り組みとして実施していること。（「学教法」第109条第1項、「学教法施規」第158条、第166条）〔F群、L群〕
- 8-2：自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備していること。〔F群〕
- 8-3：認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。〔F群〕
- 8-4：自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけているか。〔A群〕
- 8-5：固有の目的に即して、自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等にどのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

自己点検・評価のための仕組みについて： 本学全体の仕組みとして、機関別認証評価の評価項目等に基づき学科・専攻単位で教育活動を点検・改善する「組織活動の自己点検評価システム」を実施してきた。なお、2018（平成30）年度は基準の大幅な見直しがあったため、対応方針の検討や評価方法の見直しを行っており、2019（平成31）年度に再開予定となっている。

毎年11月頃には「大学教育職員の人事評価」が制度的に実施されている。この評価活動を通じて、研究科長は所属する教員の教育研究活動等の状況を点検・評価している。

以上のような、全学の自己点検・評価体制に加え、本研究科では独自の自己点検・評価体制として、研究科内に3名の教員（うち1名は委員長）からなる「自己点検・評価委員会」を設置している。各委員は、教授会、教員会議等において提起される事項に対して、必要に応じて、自己点検・評価の観点から提言・対応を行うとともに、全学の自己点検評価体制とも密接に連携しながら活動を行っている。

第三者による自己点検・評価体制として、本研究科は外部機関による試行的な評価に積極的に対応している。2006（平成18）年11月には経済産業省による「MOT教育プログラム試行評価」を、2007（平成19）年には技術経営系専門職大学院協議会（MOT協議会）による「技術経営系専門職大学院認証評価試行」を受審し、共に良好という評価を得ている。2009（平成21）年及び2014（平成26）年には大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価を受審し、経営系専門職大学院基準に適合していることを認定された（後者の認定期間は2020（平成32）年3月31日まで）。

改善・向上のための仕組みについて： 自己点検・評価、認証評価の結果を本研究科の教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組みとしては、上述した「大学教育職員の人事評価」制度及び、本研究科に「自己点検・評価委員会」を設置していることが挙げられる。前者の制度を通じて、研究科長は所属する教員の教育研究活動等の状況を点検・評価しており、必要に応じて

て改善・向上が図られるよう助言等を行っている。また、本研究科の「自己点検・評価委員会」は、教員会議等で提起された事項に対して、必要に応じて組織的に対応を行うこととしている。

これらのほか、本学では授業ごとに学生による「授業評価アンケート」が実施されており、その統計結果及びコメントは教員にフィードバックされ、授業を改善するための資料として機能している。

認証評価機関等からの指摘事項への対応について： 上述したように、本研究科は2014（平成26）年に大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価を受審した。その際、「評価基準に適合」との評価を受けたが、以下の表に示す5つの「検討課題」が付された。これら検討課題に対し、本研究科は「課題解決計画」を策定し、平成27年9月に認証評価機関に対して総合的な説明（プレゼンテーション）を行い、改善に取り組んだ。改善内容についても同表に併記する。

検討課題	評価当時の状況	改善内容
「1. 使命・目的・戦略、項目3：目的の実現に向けた戦略」について	本専攻では、固有の目的の実現に向けて、教育、研究、入試、人的資源、財務の5分野について戦略を策定しているものの、戦略相互の有機的な関連づけが不十分であった。	評価結果受領後、教員による懇談会で本課題に対して議論を行い、各戦略を有機的に結び付けながら、各戦略目標を実現するための施策について検討し、より一層の有機的な関連づけを実施していくこととした。 研究科長のガバナンスの下、本学全体の第3期中期目標・中期計画に照らし合わせながら、2016（平成28）年度以降の年次計画に反映させた。
「2. 教育の内容・方法・成果等、(1) 教育課程等、項目4：学位授与方針」について	本学では、部局ごとに学位授与方針を掲げ、本研究科においても、学生が修了までに満たすべき5つの資質を学位授与方針の中に掲げ、教育を行ってきた。しかし、この5つの資質は、修学中に何をするかという内容が中心となっており、本研究科が育成したい〈技術経営〉者像との関連づけ、課程修了時において到達すべき学修内容や水準が明示されていなかった。	本学では2014年度より全学的に学位授与方針の見直しを行った。 本研究科においてもこの作業を行い、学位授与方針の中で、本研究科が育成したい〈技術経営〉者像との関連づけ、課程修了時において到達すべき学修内容や水準を明示した。
「2. 教育の内容・方法・成果等、(2) 教育方法等、	本専攻において、各教員は担当する科目について、教育課程	これまでシラバスの記入は各科目の担当教員に任されて

<p>項目 9 : 授業計画、シラバス」について</p>	<p>の趣旨に沿って全学統一の様式に基づくシラバスを作成して、学内外に公表している。</p> <p>シラバスの作成手法に関しては、大学教育センターが「山口大学 FD ハンドブック」第 1 部「シラバスの作成」を発行しており、教員は、同ハンドブックに沿ってシラバスを作成している。</p> <p>しかしながら、シラバスの記述に精粗が見られ、履修登録の判断材料となるような十分な情報提供（特に授業計画の記述）になっておらず、改善の必要性がある。</p>	<p>きたが、現在では記載内容の標準化を行っている。</p> <p>まず、2016（平成 28）年度にシラバスの書き方に関する FD 研修会を開催し、標準的な記載の仕方について教員間の認識を統一した。</p> <p>また、平成 29 年度文部科学省「高度専門職業人養成機能強化促進委託事業・経営系専門職大学院（MOT 分野）におけるコアカリキュラムの実証・改善に関する調査研究」の中では「MOT カリキュラム活用ガイドライン」を纏めており、この中でもシラバスの標準的な作成方法を示し、改めて教員間の認識を統一した。</p>
<p>「2.教育の内容・方法・成果等, (2)教育方法等, 項目 10 : 成績評価」について</p>	<p>本専攻において担当教員は、シラバスに記載した成績評価法に従って適正に受講生の成績を評価している。また、教務委員会が作成した全科目の成績評価一覧表をもとに公平性について審議している。さらに「特定課題研究」に関しては、大学院学則第 23 条及び本研究科の特定課題研究に関する取扱内規に従って判定している。すなわち、全教員が出席して実施する 3 回の公開報告会、要旨及び主担当・副担当教員の研究課題審査に基づき可否を決定しており、評価の公平性及び厳格性は、担保されている。</p> <p>しかしながら、以上の成績評価体制は、これまでの日本の社会人学生を対象とした成績評価体制を基本としているので、今後は、本専攻が教育のグロー</p>	<p>これまでの日本の社会人学生を対象とした成績評価体制を踏まえ、海外からの留学生に対しても同様の手続、評価基準によって成績評価を行っている。</p>

	<p>バル化を志向し、海外からの学生を増加させようとしている点に鑑みて、成績評価の運用をより一層厳格に行うための成績評価体制の整備を検討する必要がある。</p>	
<p>「2. 教育の内容・方法・成果等, (2) 教育方法等, 項目 10 : 成績評価」</p>	<p>本専攻では、学生からの成績評価に関する問合せへの対応として、まず学生が担当教員に問い合わせをし、次に担当教員が訂正を認めた場合は、研究科長に報告の上、工学部学務課教務係へ採点報告確認票を提出することとしている。</p> <p>しかしながら、担当教員を介さず第三者的な受付担当者を通して成績疑義申立てを行うような、より公正な仕組みは今のところ整備されていない。</p>	<p>平成 28 年 10 月の教授会において「山口大学大学院技術経営研究科における成績評価異議申立てに関する要項」を審議・承認し、第三者的な受付担当者を通して成績疑義申立てを行う仕組みを整備した。</p>

教育研究活動の改善・向上について： 上述のように、2014（平成 26）年度の大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価において指摘を受けた 5 項目の検討課題に対して、本研究科は「課題解決計画」を策定した。そして、平成 27 年 9 月に認証評価機関に対して総合的な説明（プレゼンテーション）を行い、改善に取り組んだ。学位授与方針の見直しについては、全学における学位授与方針の見直し作業に合わせて実施した。シラバスの記載内容の向上については、FD 研修及びガイドラインの開発を通じて標準的な記載の仕方に関する教員間の認識の統一を行った。成績評価に関する異議申立てに関しては、これに対応する要項を制定した。

自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等の特色について： 本学では、全学的な自己点検評価組織として「評価委員会」が設置されており、各部局の部局長あるいは自己点検評価を担当する教職員で構成されている。評価委員会では、全学的な対応が必要な自己点検評価について、中期計画ごとに策定されるアクションプログラムに基づき自己点検評価を実施している。2017（平成 29）年度からは、それまで IR 室で作成していた Factbook の項目に自己点検評価で使用するデータを加えたデータ集を全学的組織である大学評価室が整備し、部局長や理事等が自由に閲覧できることとなった。

また、研究科内に「自己点検・評価委員会」を設置するとともに、学生アンケート等を通じて、自己点検・評価を行っている。また、毎年必ず FD 活動として研修会を行うこととしており、この研修会を通じて、教員の教育に関する認識とスキルの向上に努めている。

<根拠資料>

(視点 8-1)

- ・添付資料 7-1：山口大学大学院技術経営研究科各種委員会に関する内規
- ・添付資料 8-1：国立大学法人山口大学評価委員会規則
- ・添付資料 8-2：山口大学大学評価室規則
(視点 8-2)
- ・添付資料 2-11：学生授業評価（講義）アンケート
(視点 8-3, 8-4)
- ・添付資料 8-4：改善ユニットの役割，構成及び活動計画
- ・添付資料 2-24：MOT 教育コアカリキュラム活用ガイドライン（15 頁，22 頁）
- ・添付資料 2-9：山口大学大学院技術経営研究科における成績評価異議申立てに関する要項
(視点 8-5)
- ・添付資料 2-26：大学教育機構 FD 研修会資料

項目 23：情報公開

各経営系専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表することが必要である。また、透明性の高い運営を行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。さらに、情報公開について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

8-6：自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。〔学教法〕第 109 条第 1 項〕〔F 群、L 群〕

8-7：認証評価の結果を学内外に広く公表していること。〔F 群〕

8-8：経営系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。〔学教法施規〕第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項〕〔F 群、L 群〕

(1) 教育研究上の目的に関すること。

(2) 教育研究上の基本組織に関すること。

(3) 教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。

(4) 学生の受け入れ方針及び入学者数、収容定員及び在籍学生数、修了者数並びに進路等の状況に関する
こと。

(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。

(6) 学修成果に係る評価及び修了認定に当たっての基準に関すること。

(7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。

(8) 授業料、入学金その他の徴収する費用に関すること。

(9) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

(10) 専門性が求められる職業に就いている者等との協力状況。

8-9：固有の目的に即して、どのような特色ある情報公開を行っているか。〔A 群〕

<現状の説明>

自己点検・評価の結果の公表について：山口大学は独自の自己点検評価活動を行っており、教員、教員組織、教育課程等に係る大学諸活動の現状と課題を集約した「山口大学自己点検評価書」を本学大学評価室ホームページで公開している。

認証評価の結果の公表について：2014（平成 26）年度の大学基準協会の経営系専門職大学院

認証評価における「点検・評価報告書」,「評価結果」,「認証評価認定証」(和文・英文),「検討課題へのアクション」は,本学大学評価室ホームページで公開している。

組織運営と諸活動の状況に関する情報公開について: 以下のように,本研究科パンフレットやホームページにより広く情報公開している。

- (1) 教育研究上の目的に関すること: 本研究科パンフレット,ホームページ(理念と特色)
- (2) 教育研究上の基本組織に関すること: 本研究科パンフレット,ホームページ(教員紹介)
- (3) 教員組織,教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること: 本研究科パンフレット,ホームページ(教員紹介)(沿革・活動実績)
- (4) 学生の受け入れ方針及び入学者数,収容定員及び在籍学生数,修了者数並びに進路等の状況に関すること: 本研究科パンフレット,ホームページ(入学案内)(アドミッション・ポリシー(求める学生像)),入試説明会資料
- (5) 授業科目,授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること: 本研究科パンフレット,ホームページ(入学案内)(年間スケジュール),山口大学大学教育センターホームページ(シラバス検索)
- (6) 学修成果に係る評価及び修了認定に当たっての基準に関すること: 本研究科パンフレット,大学院技術経営研究科要覧
- (7) 校地,校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること: 本研究科パンフレット,ホームページ(アクセス)
- (8) 授業料,入学料その他の徴収する費用に関すること: 本研究科パンフレット,学生募集要項
- (9) 学生の修学,進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること: 山口大学ホームページ(学生生活・就職情報)
- (10) 専門性が求められる職業に就いている者等との協力状況: 山口大学大学院技術経営研究科教育課程連携協議会規則

また,本研究科の教育・研究活動の状況について,一般社会へ正しく情報提供するために,ホームページや本研究科のパンフレットのような一方的な広報手段だけではなく,定期的に各地(福岡,広島,福山等)で開催しているオープンキャンパス(講義体験)を兼ねた入試説明会においても情報提供を行っている。

また,本研究科の組織運営と教育・研究活動の状況について,広く正確に社会に伝えるために,本研究科内に広報委員会を設け,情報提供や社会に対する説明責任に対応している。

法人文書の開示請求については,本学の「国立大学法人山口大学情報公開取扱規則」に基づき,対応することとしている。

特色に関する情報公開について: オープンキャンパス(講義体験)を兼ねた入試説明会を各地で定期的に開催し,MOTに関心のある社会人に正しく情報提供する機会を設けている。

<根拠資料>

(視点 8-6)

- ・資料：平成 30 年度作成 山口大学自己点検評価書
http://committee.ue.yamaguchi-u.ac.jp/New_HomePage/29nenndojikotenkenhyoukasyo.pdf
 (視点 8-7)
- ・資料：山口大学評価室ホームページ（認証評価）
http://committee.ue.yamaguchi-u.ac.jp/New_HomePage/ninnsyo-hyoka.html
 (視点 8-8)
- ・添付資料 1-5：山口大学大学院技術経営研究科パンフレット
- ・資料：山口大学ホームページ
<http://www.yamaguchi-u.ac.jp/>
- ・資料：山口大学大学院技術経営研究科ホームページ
<http://mot.yamaguchi-u.ac.jp/>
- ・添付資料 8-5：入試説明会資料
- ・資料：山口大学ホームページ（シラバス検索）
<https://www.kyoumu.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/SearchMain.aspx>
- ・添付資料 1-4：山口大学大学院技術経営研究科要覧
- ・添付資料 1-3：山口大学大学院技術経営研究科学生募集要項（2019（平成 31）年度版）
- ・資料：山口大学ホームページ（学生生活・就職情報）
<http://www.yamaguchi-u.ac.jp/campus.html>
- ・添付資料 2-16：山口大学大学院技術経営研究科教育課程連携協議会規則
- ・添付資料 8-3：国立大学法人山口大学情報公開取扱規則
 (視点 8-9)
- ・添付資料 8-5：入試説明会資料

【8 点検・評価、情報公開の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

2014（平成 26）年の認証評価受審時に付された「検討課題」のうち、「2.教育の内容・方法・成果等，（2）教育方法等，項目 10：成績評価」について，留学生に対しても国内社会人学生に対する場合と同様の手続・評価基準によって厳正に成績評価を行う体制を整えた。しかし，国内社会人学生に対する手続・評価基準をそのまま留学生に適用するだけで良いか，という点については議論の余地がある。具体的には特定課題研究の取扱いについて検討が必要であると考えられる。修士論文とは位置付けの異なる特定課題研究報告書は，海外大学には対応するものがない概念である。留学生の特定課題研究の審査プロセスは国内社会人学生に対するプロセスと同様で良いとしても，特定課題研究報告書を海外でも通用可能なものとして明確に位置付ける必要がある。

(2) 改善のためのプラン

留学生に対しては，特定課題研究の要件である「有用性，実現可能性，または学術的価値を備えた研究成果」のうち，学術的価値を強調して審査を行い，特定課題研究報告書を学術的な修士論文としても通用するよう，評価の仕組みを整えることとする。

終章

(1) 自己点検・評価を振り返って

2005（平成17）年、山口大学に技術経営研究科が設置されてから十有余年を経た。この間にも社会経済のグローバル化・情報化の進展はとどまるところを知らず、日本の企業において、技術と経営の両方の観点からマネジメントを行い、自らイノベーションを創出するリーダー、すなわち「技術経営者」の必要性はますます高まっている。本研究科はこの要請に応え、西日本に拠点を置く企業を中心に200名を超える経営者・技術者を「技術経営者」として養成し、世に送り出してきた。

この歩みを止めることなく、技術経営教育をさらに拡充していくために、本研究科では、認証評価を周期的な見直しとしてではなく、継続的・組織的な改善活動として位置付けている。今回の認証評価も、過去2回、2009（平成21）年と2014（平成26）年に行われた認証評価から連続している組織的改善活動の一環として取り組んだ。その結果として、西日本の社会人に対する教育組織としては一定の水準に達することができたと考えられる。

今回の自己点検・評価において浮かび上がってきた事項としては、以下の項目が挙げられる：

- 業務の効率化（【1 使命・目的・戦略の点検・評価】より）
- 留学生の進路状況の把握（【2 教育の内容・方法・成果の点検・評価】より）
- 教員の職業経歴、国際経験、性別等のバランス（【3 教員・教員組織の点検・評価】より）
- 定員管理（【4 学生の受け入れの点検・評価】より）
- 留学生の就職支援体制（【5 学生支援の点検・評価】より）
- 障がい者への支援体制（【6 教育研究等環境の点検・評価】より）
- 留学生に対応した管理運営体制（【7 管理運営の点検・評価】より）
- 留学生に対する成績評価（【8 点検・評価、情報公開の点検・評価】より）

総じて留学生の増加に対して生じた検討事項が多い。その他、業務の効率化も定員管理も留学生の増加に関連する検討事項である。国内社会人学生を安定的に確保していることに加え、留学生の数が増加していることは、教育戦略目標に掲げた「教育の国際通用性の実現」や入試戦略目標に掲げた「質の高い学生の安定的な確保」が達成されつつあるものと考えられる。しかし、実際に留学生が増加することによって、新たに様々な課題が顕在化してきた。

また、留学生の増加に対して生じた検討事項に加え、教員の職業経歴、国際経験、性別等のバランス、障がい者への支援体制といった検討事項を含めてみると、広義のダイバーシティへの対応が本研究科の抱える大きな課題であると総括することができる。

本学は中期目標において「ダイバーシティキャンパス」の実現を掲げている。この目標達成という点からも、本研究科においては広義のダイバーシティへの対応を図っていく必要がある。

(2) 今後の改善方策、計画等について

本研究科では、今後、以下のような改善の方策を講じることとする。

「留学生への教育・支援体制の強化」

留学生からの相談や海外からの問合せの増加に応じ、事務組織と教員がシステムティックに対応できるよう、国際連携委員会に相談・問合せ等を集約・対応することとし、必要に応じて教員会議等で全教員へ情報共有を図っていくこととする。

留学生の就職支援に関しては、これまでと同様、インターンシップを通じた日本企業／日本企

業現地法人への就職機会の提供、修了・帰国後の推薦状の送付を行うほか、以下のように取り組む。すなわち、本研究科の教務委員会、国際連携委員会と本学の留学生センターの連携の下で、インターンシップの拡大、山口県及び近隣の県で実施されている留学生を対象とするジョブ・フェアへの参加促進を図っていく。また、今後、留学生が本学ないし他大学の博士課程（後期）への進学を希望する場合もあると考えられる。その場合には進学の希望に応じて特定課題研究の指導を行うよう、国内社会人学生に対する教育とは異なった指導体制を整備する。またその指導体制に対応させて、特定課題研究の要件である「有用性、実現可能性、又は学術的価値を備えた研究成果」のうち、学術的価値を強調して審査を行い、特定課題研究報告書を学術的な修士論文としても通用するよう、評価の仕組みを整えることとする。

留学生の修了後の動向については次のように、追跡調査を行うこととする。留学生の中には修了直後に就職する者もいれば、帰国して時間をかけて就職・起業する者もいるため、一定の時間をかけて進路状況の把握を行う必要がある。そこで、指導教員を通じて修了した留学生に定期的に連絡を取り、その動向を教務委員会及び国際連携委員会で継続的に把握する仕組みを作る。把握された留学生の進路状況は、教育内容・方法の改善に活用し、さらに留学生確保のための広報活動にも利用する。

「教育体制・教員組織の変革」

人員に制限がある中で、教員の講義負担の適正化を図り、またその他の業務の効率化を進めるため教育体制・教員組織の変革を進める。

「MOT 教育コアカリキュラム」が 2016（平成 28）年度に改定されたことを機に、現在、カリキュラム再編作業を進めているが、ここにおいて同時に教員の講義負担の適正化を図ることとする。本研究科のカリキュラムの再編は 2019 年度中には完了させる。

また、授業の一部に遠隔講義システム（TV 会議室システム）を利用するなどして、教員の教室間の移動の負担を軽減することを検討する。

教育以外の業務の効率化としては、入試業務の効率化が挙げられる。現在、国内社会人学生向け入試として広島教室・福岡教室における面接試験が行われているが、これに TV 会議室システムを適用するなどして、教員並びに職員の移動の負担を軽減することを検討する。留学生の受験に関しても効率・利便性を高めるため、情報提供・出願・送金・受験相談・面接などにおいて ICT の活用を促進していくこととする。

教員組織に関しては、教員の職業経歴、国際経験、性別等のバランスに改善を加えることとする。すなわち、今後の採用人事において、職業経歴、国際経験等、適材適所の教員採用方針は堅持するが、山口大学としては女性教員の採用に力を入れており、本研究科でも採用基準に適合する女性の応募者が得られた場合は、積極的な採用を行うこととする。

「バリアフリー化」

繰り返しになるものの、福岡教室及び広島教室におけるバリアフリー化については次のように考えている。すなわち、障がいのある学生が本研究科に入学し、当該学生が福岡教室又はは広島教室で学ぶ場合には、バリアフリー化のために必要な設備の設置等について山口大学学生特別支援室や建物を管理している賃貸会社と協力して協議・検討を行うこととする。

以上、改善のためのプランを示した。これらの改善活動に教職員が一丸となって取り組み、技術

経営教育の質の向上を図っていきたいと考えている。